

中国末端農業技術普及サービス体系建設計画 事前調査団報告書

平成9年1月

JICA LIBRARY



J1140781(4)

国際協力事業団

農開技

JR

96-49

中国末端農業技術普及サービス体系建設計画事前調査団報告書

平成9年1月

JICA
105
807
ADT
LIBRARY

中国末端農業技術普及サービス体系建設計画
事前調査団報告書

平成9年1月

国際協力事業団



1140781 {4}

序 文

中華人民共和国政府は、農業技術普及システムの発展を促進することを目的として、わが国に末端農業技術普及サービス体系建设に関するプロジェクト方式技術協力を要請してきました。国際協力事業団はこの要請を受けて、1996年（平成8年）11月4日から同16日まで、全国農業改良普及協会会長 田口俊郎氏を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、本プロジェクトの要請背景等について中華人民共和国政府関係者と協議及び現地調査を行いました。

本報告書は、同調査団による協議結果等についてとりまとめたものであり、今後本プロジェクト実施の検討に当たり、広く活用されることを願うものです。

終わりに、この調査にご協力とご支援をいただいた内外の関係各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成9年1月

国際協力事業団
理事 亀若 誠



ミニッツ署名



(中央左 田口団長、右 甘坐富国際合作司副司長)



国家科学技術委員会表敬(右から封兆良日本処担当、葉冬拍日本処処長)

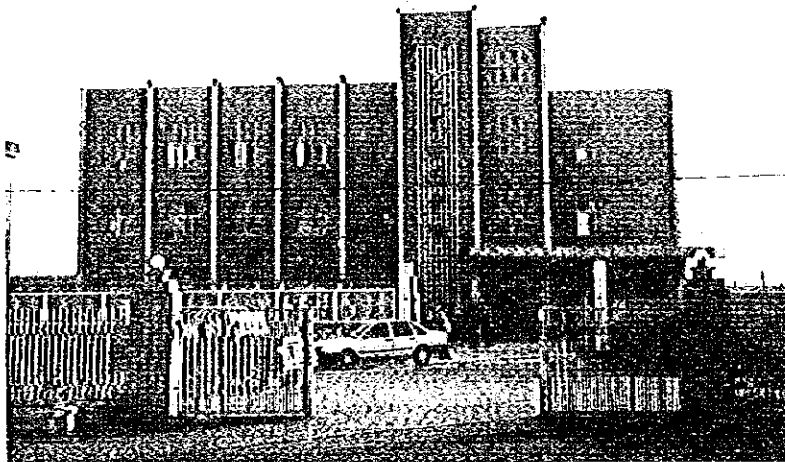


農業部張廷喜副部長表敬

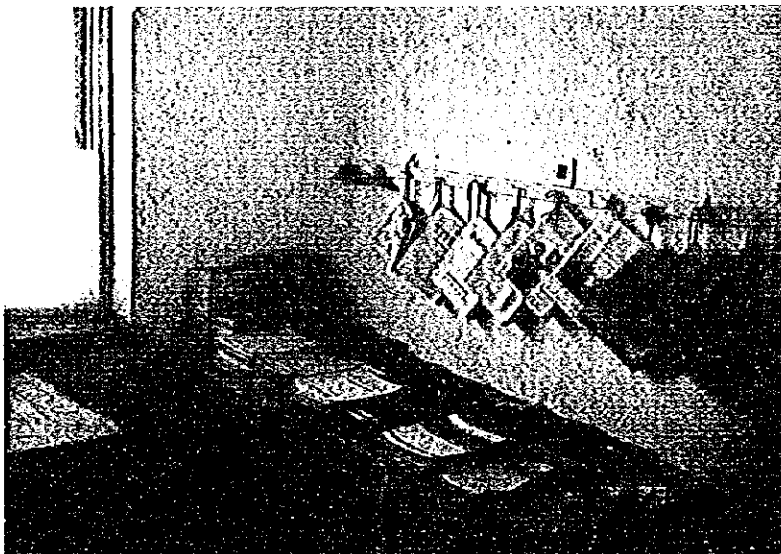
〔遼寧省〕



遼寧省農業技術普及
ステーション調査



遼寧省大石橋市水
源鎮農業技術普及
ステーション調査
(ステーションの建物)



ステーション内に
備えつけられた各
種農業技術関連の
文献

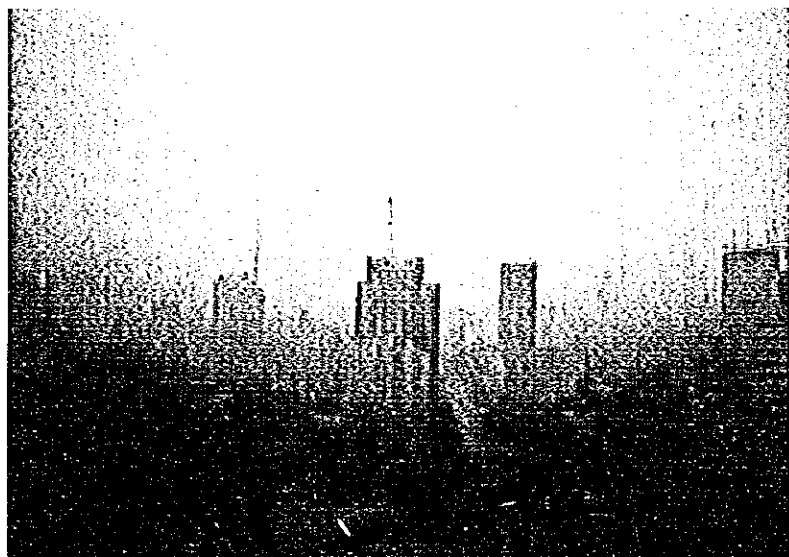
(阜新市農業技術
普及ステーション
調査)



農業・肥料等の
販売所

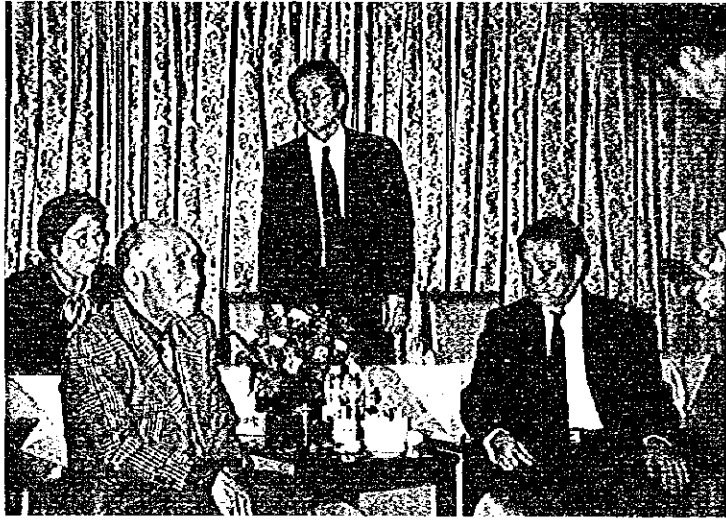


ステーションの建物

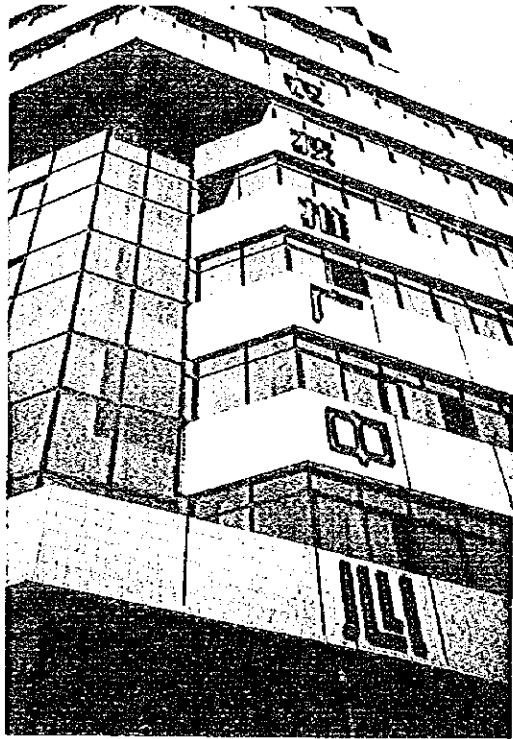


瀋陽市

〔四川省〕



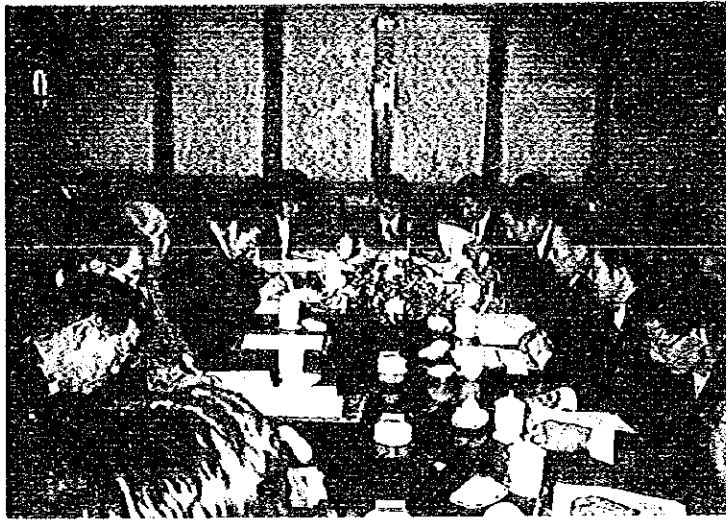
自貢市調査
王東洲(右)市長表敬



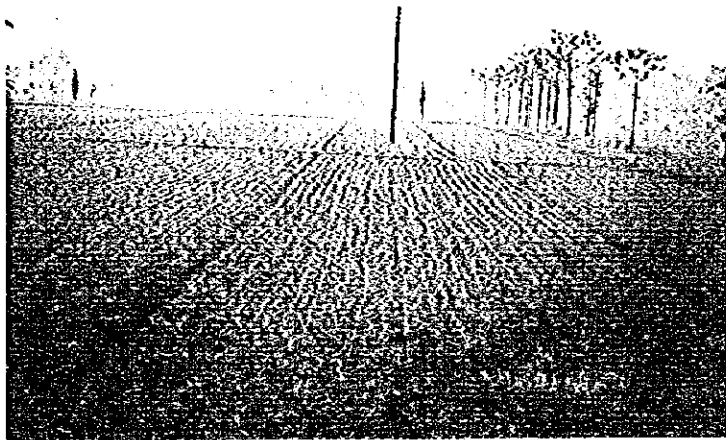
自貢市農業技術普及センター



農家調査



綿竹市新市鎮農業
技術普及センター
調査



農家のモデル圃場

農技培訓時段安排

期限	班次	培訓內容	培訓時間	培訓對象	人次
三月下旬	1	大春	8	村三級幹部及農戶	66
	2	栽秧	8	農技推廣戶	66
	3	栽秧	8	生產隊隊長	53
	4	栽秧	8	生產隊隊長	50
八月下旬	1	小春	8	村三級幹部及農戶	66
	2	栽秧	8	農技推廣戶	66
	3	栽秧	8	生產隊隊長	53
	4	栽秧	8	生產隊隊長	50
九月上旬	1	大春	4	村三級幹部及農戶	53
	2	田管	4	重點推廣戶	53
	3	大春	8	農技員、推廣隊隊員	61
十月中旬	1	小春	4	村三級幹部及農戶	44
	2	小春	4	村三級幹部及農戶	61
每月	1	大春	40	全鎮戶遍	2000

農業技術研修計畫



四川省敬正書副省长(右)
表敬



四川省農業庁調査
(立っている右の方が文正経庁長)



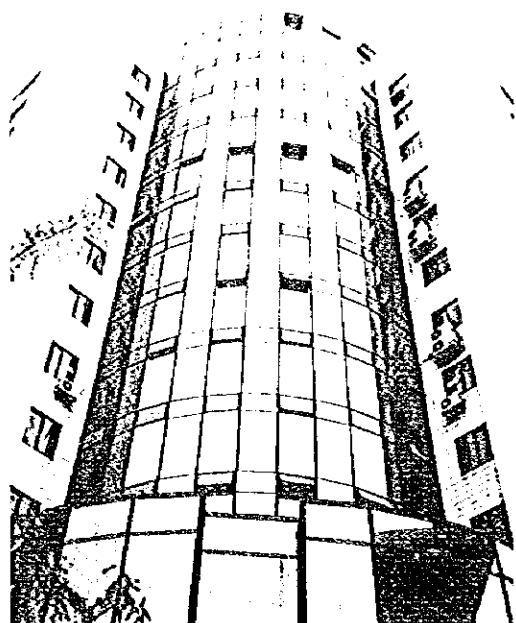
四川省農業庁



四川省敬正書副省长(右)
表敬



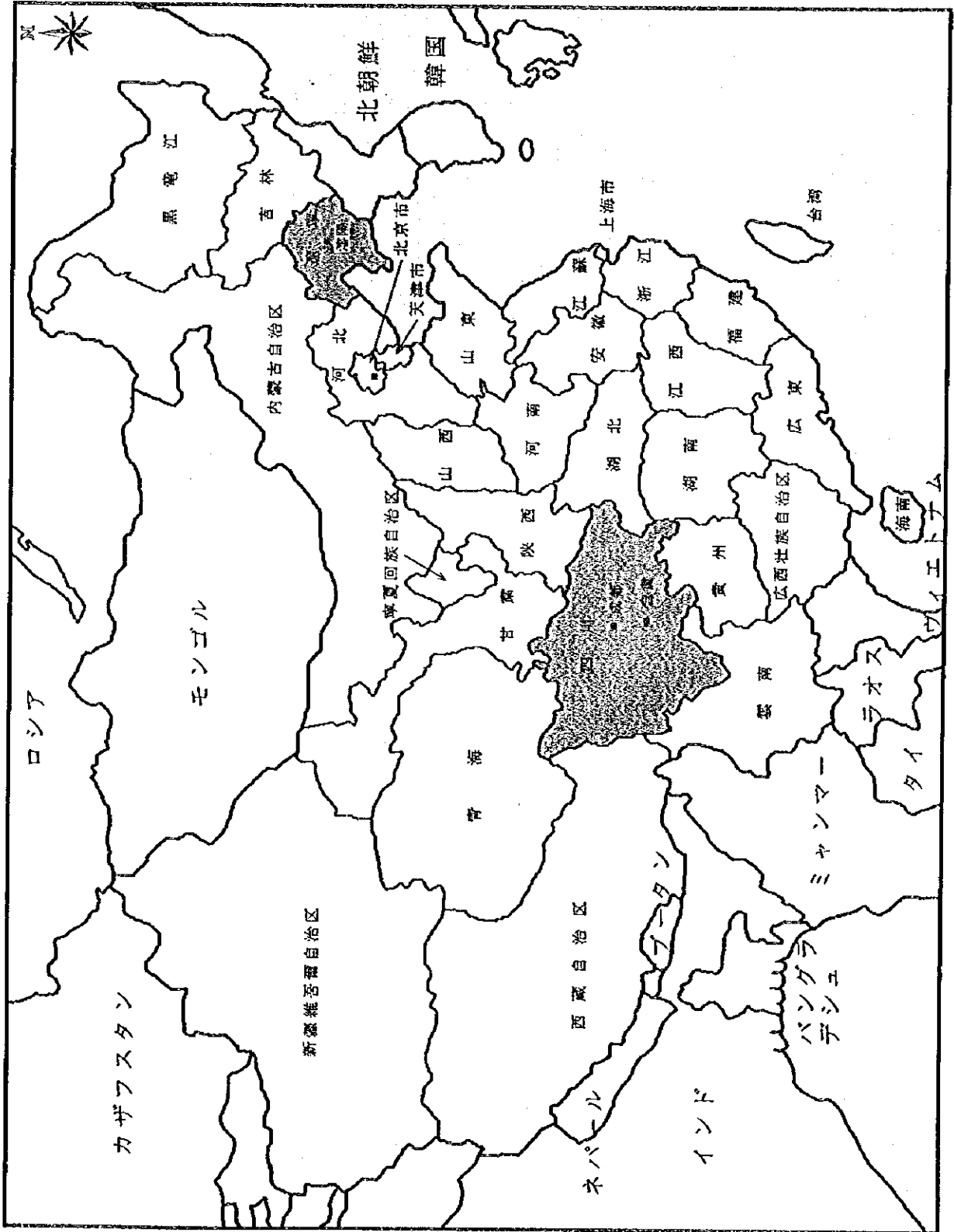
四川省農業庁調査
(立っている右の方が文正経庁長)



四川省農業庁

中国の行政区と

プロジェクト実施が検討される二省



目 次

序文
写真
地図
目次

1. 事前調査団の派遣	1
1-1 派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	1
1-3 調査日程	2
1-4 主要面談者	3
2. 要約	7
3. 要請の背景	9
4. 開発計画の現状と問題点	11
5. 協力分野の現状と問題点	13
6. 要請の内容	27
7. 日本の他の協力との関連	31
8. 第三国（国際機関を含む）の協力概要	33
9. プロジェクト実施計画	35
9-1 目的	35
9-2 実施計画の概要	35
10. 相手国のプロジェクト実施体制	37
10-1 実施機関の組織及び事業概要	37
10-2 プロジェクトの組織及び関係機関との組織関連	37
10-3 プロジェクトの予算	37
10-4 建物、施設等の計画	38
10-5 カウンターパートの配置計画	38
11. プロジェクト協力の基本計画	39
11-1 協力の方針	39

11-2	協力の範囲及び内容	39
11-3	協力部門別計画	41
11-4	専門家派遣計画	41
11-5	研修員受入れ計画	42
12.	専門家の生活環境	43
12-1	遼寧省（瀋陽）	43
12-2	四川省（成都）	43
13.	相手国側との協議結果	47
14.	技術協力の妥当性	49
15.	協力実施に当たっての留意事項等	51
16.	提言	53

付属資料

1.	ミニッツ	57
2.	関連法令（中華人民共和国農業法・同農業技術普及法）	65
3.	中国政府各省庁と農業部の組織	83
4.	プロジェクトサイト概況	85
①	四川省農業概況	85
②	四川省農業庁の主な職責等及び省普及センター組織図	87
③	四川省農業技術普及サービスシステム	89
④	自貢市の農業技術普及概況	93
⑤	綿竹市の農業技術普及概況	102
⑥	射洪県農業技術サービスシステム構築の概況	115
5.	技術協力要請書及び追加資料	119

1. 事前調査団の派遣

1-1 派遣の経緯と目的

中国では人口が1981年の10億人から1995年の12億人に増加して、その食糧消費も急増している。このため中国政府は食糧生産能力の拡大を国家の重要課題としており、そのための適正農業技術の普及が極めて重要になってきた。同国政府は中国独自の農業技術普及を進めており、ある程度効果を上げている。しかし、全体に農業技術の普及は十分でないので、普及の基礎理論、普及システム管理、具体的な普及方法等について国外からの技術移転を図り、農業生産能力の向上に資することを望んでいた。

こうした状況の下、中国政府は、中国に一定規模でハイレベルの農業技術普及体系のモデルを設立して日本の先進技術を導入し、全国で農業技術普及システムの発展を促進したいとして、わが国にプロジェクト方式技術協力を要請してきた（正式要請は1994年7月12日付、追加資料送付は1995年10月16日付で、それぞれ中国国家科学技術委員会から在中国日本大使館へ発出）。

この要請を受けて国際協力事業団は、下記の目的で事前調査団を現地に派遣することになった。

(1)プロジェクト協力要請の背景及び内容を詳細かつ正確に把握し、プロジェクトの国家開発計画等上位計画における位置づけ、相手国の当該プロジェクトに対する実施体制等を明確にして、プロジェクト協力の可能性を確認する。

(2)その上で、わが国が技術協力として実施するプロジェクトの実施基本方針及び実施計画を確認、または日中双方で策定するとともに、プロジェクト協力計画を作成する。また必要があれば、プロジェクトの実施に関して提言を行う。

1-2 調査団の構成

<氏名>	<担当>	<所属>
田口 俊郎	(団長)	全国農業改良普及協会会長
井原 昭彦	(協力企画)	農林水産省経済局国際部技術協力課海外技術協力官
木村 一栄	(普及)	農林水産省農産園芸局普及教育課普及指導官
鳥取部 勉	(研修)	農林水産省農産園芸局普及教育課青年農業者対策室活動促進係長
三嶋 英一	(技術協力)	国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課
花園 遼	(通訳)	日本国際協力センター

1-3 調査日程

平成8年11月4日から平成8年11月16日（13日間）

日順	月日(曜日)	行 程	業 務 内 容
1	11月 4日(月)	東京→北京 (10:45発-13:40着)	移動
2	5日(火)	北京	JICA事務所打合せ 日本国大使館表敬 国家科学技術委員会、全国農業技術普及サービス センター表敬及び第1回目協議、農業部表敬 建物・施設等調査
3	6日(水)	北京→瀋陽（遼寧） (07:55発-09:20着)	移動 遼寧省普及ステーション表敬及び調査
4	7日(木)	瀋陽	大石橋市農業技術普及センター、水源鎮農業技術 普及ステーション、農業技術員調査
5	8日(金)	瀋陽	阜新市農業技術普及ステーション、阜新市蒙古族 自治県農業技術普及センター調査
6	9日(土)	瀋陽→成都（四川） (13:50発-18:30着)	瀋陽市農業技術普及ステーション、瀋陽市東陵区 農業技術普及センター調査 移動
7	10日(日)	成都→自貢市	団内打合せ、専門家生活環境調査 移動
8	11日(月)	自貢市→成都	自貢市農業技術普及センター調査、自貢市大安区 大山鋪鎮農業技術普及ステーション調査 ミニッツ案作成 移動
9	12日(火)	成都	綿竹市農業技術普及センター、綿竹市新市鎮農業 技術普及センター調査 四川省農業技術普及センター調査 専門家生活環境調査
10	13日(水)	成都→北京 (07:25発-09:35着)	移動 全国農業技術普及サービスセンターと第2回目 協議
11	14日(木)	北京	全国農業技術普及サービスセンターと第3回目 協議
12	15日(金)	北京	ミニッツ最終案作成 JICA事務所報告 日本国大使館報告 ミニッツ署名
13	16日(土)	北京→東京 (15:00発-19:15着)	移動

1-4 主要面談者

国家科学技術委員会

葉冬柏 国家科学技術委員会国際合作司日本処処長
封兆良 国家科学技術委員会国際合作司日本処

農業部

張延喜 農業部副部長
劉從夢 農業部国際合作司司長
甘坐富 農業部国際合作司副司長
王雅琴 農業部国際合作司副処長
向虎 農業部国際合作プロジェクト官員
劉松林 農業部全国農業技術普及サービスセンター主任
許維升 農業部全国農業技術普及サービスセンター副主任
聶闢 農業部全国農業技術普及サービスセンター外経外事処処長
楊普云 農業部全国農業技術普及サービスセンター外経外事処副処長

遼寧省

王鑒成 遼寧省農業庁副庁長
李中華 遼寧省農業庁外事外経処亞洲部部長
範超 遼寧省農業庁外事外経処プロジェクト職員
李樹泉 遼寧省農業技術普及センターセンター長
曹守國 遼寧省營口市農業局副局長
張徳遠 遼寧省大石橋市委副書記
李維先 遼寧省大石橋市農委副主任
趙鳳挙 遼寧省大石橋市農業局局長
張世通 遼寧省大石橋市農業局副局長
李中武 遼寧省大石橋市農業局農業科長
潘元太 遼寧省大石橋市農業技術普及センター主任
陳萬福 遼寧省大石橋市水源鎮人民政府副鎮長
田万一 遼寧省大石橋市水源鎮農業技術普及ステーションステーション長
史宗權 遼寧省大石橋市水源鎮農業技術普及ステーション副ステーション長
班顯振 遼寧省大石橋市水源鎮群力村農民技術員
修忠志 遼寧省大石橋市水源鎮棒子村農民技術員
許鳳柱 遼寧省阜新市農牧業局局長
黄宝浩 遼寧省阜新市農牧業局副局長
王玉宝 遼寧省阜新市農牧業局外経貿科副科長
張彪 遼寧省阜新市農業技術普及ステーションステーション長
白義鳳 遼寧省阜新蒙古族自治県人民政府副県長
劉江義 遼寧省阜新蒙古族自治県農牧業局副局長兼農業技術普及センターセンター長
劉家裕 遼寧省瀋陽市農業局副局長
劉忠義 遼寧省瀋陽市農業局経貿外処処長
徐玉佩 遼寧省瀋陽市農業技術普及ステーションステーション長
張長海 遼寧省瀋陽市東陵区人民政府副区長
唐紹遠 遼寧省瀋陽市東陵区農林局副局長
榮惠林 遼寧省瀋陽市東陵区農業技術普及センター主任

四川省

敬正書	四川省人民政府副省長
陳信遠	四川省人民政府副秘書長
文正絳	四川省農業庁庁長
劉鍵	四川省農業庁副庁長
萬應泉	四川省農業庁外事弁公室主任
曾祥貴	四川省農業庁外事弁公室副主任
向華慶	四川省農業庁プロジェクト職員
張小強	四川省農業庁国際合作処
馬繼良	四川省農業庁農業技術普及センターセンター長
林榮壽	四川省農業庁植保ステーションステーション長
王東洲	四川省自貢市人民政府市長
程一爽	四川省自貢市人民政府副市長
楊文中	四川省自貢市人民政府副秘書長
蕭戒非	四川省自貢市人民政府外事弁公室副主任
吳定權	四川省自貢市人民政府外事弁公室副主任
李清林	四川省自貢市農業局局長
倪躍松	四川省自貢市農業局副局長兼市農業技術普及センター主任
陳太吉	四川省自貢市農業局農業技術普及センタープロジェクト担当
蔣平興	四川省自貢市財政局副局長
王玉光	四川省自貢市農業技術普及ステーションステーション長
王世榮	四川省自貢市種子管理ステーション副ステーション長
鄭明榮	四川省自貢市農業局科教科長
王大均	四川省自貢市經濟作物ステーションステーション長
代相才	四川省自貢市農業廣播電視学校副校長
余繼倫	四川省自貢市土壤肥料ステーション副ステーション長
黃考樹	四川省自貢市大安区農業局局長
楊大鳴	四川省自貢市大安区大山鋪鎮鎮長
陳位和	四川省自貢市大安区大山鋪鎮副鎮長
王昊	四川省自貢市大安区大山鋪鎮農業技術普及ステーションステーション長
陳永亮	四川省鄧井開鎮農業技術普及ステーションステーション長
王通才	四川省綿竹市委書記
王明德	四川省綿竹市人民政府市長
譚發忠	四川省綿竹市人民政府副市長
黃德華	四川省綿竹市人民政府外事弁公室主任
劉俊	四川省綿竹市人民政府外事弁公室通訳
蔣子林	四川省中共綿竹市委副書記
周毅	四川省綿竹市農業技術普及センター主任
官建國	四川省綿竹市農業技術普及センター副主任
王德生	四川省綿竹市農業技術普及センター植保ステーションステーション長
羅清貴	四川省綿竹市新市鎮黨委書記
羅志光	四川省綿竹市新市鎮人民政府鎮長
李興海	四川省綿竹市新市鎮農業技術普及ステーションステーション長
何卓清	四川省綿竹市新市鎮花園村5組農民

在中華人民共和国日本国大使館

河原昌一郎 参事官

原川 忠則 一等書記官

国際協力事業団中華人民共和国事務所

熊岸 健治 所長

美馬 巨人 次長

大喜多隆司 担当職員

2. 要約

(1) 中国の普及組織

農業技術普及を担当している組織は、全国レベルでは国の農業部全国農業技術普及サービスセンター、省、市、県、郷・鎮、村レベルでは各普及センターまたは普及ステーション（村は資材販売のステーション）である。

普及スタッフとしては、研究員（国、省の責任者）、普及員、農民技術員（村のみに配置）が配置されており、各普及組織においては普及活動や研修等のほか農業肥料等の販売もセットで取り扱っている。また、各農民技術員は実証展示等を担うモデル農家をそれぞれ5戸程度抱えている。

普及スタッフの給与について、省、市、県、郷・鎮の各普及センター（ステーション）のスタッフには、国が人件費を負担する普及員を配置しており、各村には、郷・鎮、（村）負担の専任農民技術員が1名配置されている。また、他に村レベルには農業と兼務、無給の技術員がいる。

(2) プロジェクトについて

要請書では中国側から、遼寧省、四川省の2つの省がサイトとして挙げられていたが、調査の結果、プロジェクトの実施を効率的に進めるため、サイトは四川省農業技術普及センターとし、省内の自貢市、綿竹市及び射洪県の3カ所を活動拠点とすることとした。（ただし射洪県については事前調査では時間の都合上確認できなかったため長期調査で確認する必要がある）

また、効率的、効果的にプロジェクトを実施し、省から村に至る各段階の農業技術普及のあり方のモデルを構築、提示するため、重点指導地域を、例えば上記の各市県の1つの郷または鎮にそれぞれ2村ずつ設定することとした。

派遣専門家の活動分野としては、普及制度・管理、普及計画、普及方法、研修体系、普及情報を計画した。

また、将来の全国展開を見越して、実施のサイトを四川省だけとせず、北京の全国農業技術普及サービスセンターにはアドバイザー的役割を持つ専門家（上記の普及制度・管理の専門家が担当）の配置をすることとした。

カウンターパートとしては、このプロジェクトが全国を通ずる普及の体系を対象とする特殊性にかんがみ、国、省、市、県、郷・鎮、村の各段階ごとに任命する必要がある。カウンターパートには、期待される活動内容により、例えば年に2～3回顔をあわせる者から、毎日接する者まで種々の様態となろう。

(3) 長期調査

長期調査は、主要作物の生育期に派遣することが望ましいと考えられる。

3. 要請の背景

中国政府は新中国建設以来、農業普及にかかる組織体制の整備を行い、国、省、県、市、郷・鎮、村に至るまで農業普及サービス組織を改善し、普及活動に取り組んできた。しかし、主な問題点として ①「中華人民共和国農業技術普及法」が1993年に制定されたが、これを受けた詳しい条例が策定中であること ②普及員の能力不足 ③科学技術の成果の普及が低い ④普及サービスの施設が十分に整備されていない——等のため、農業技術普及は十分な効果を発揮していない状況にある。

同国の「国民経済と社会発展第9次5カ年計画（1996年～2000年）と2010年長期目標要綱」によると、中国は国民経済の持続的、急速かつ健全な発展を維持するため、農業を着実に強化し、農村経済を全面的に発展・繁栄させることを最重要課題としている。このため、食糧、綿花、搾油作物等、基本となる農作物の安定増産を図って食糧生産能力を新たな水準に到着させ、また、農民収入の速やかな増加を保障して、工業と農業の格差、都市と農村格差を徐々に縮小することとしている。中国は世界の7%を占める耕地で世界の約22%の人口を養うために、食糧増産が特別に重要な意義を持っており、農業と農村経済の持続安定成長の確保が重要課題となっている。このため、農業技術普及能力の向上により、農業生産能力の拡大を図ることが必要不可欠となっている。

4. 開発計画の現状と問題点

1995年を最終年とする第8次5カ年計画の達成状況については、「国民経済と社会発展第9次5カ年計画（1996年～2000年）と2010年長期目標要綱」の中で、計画期間中の国民総生産が、年平均12%伸びたと報告されている。また食糧生産量は4億6,500万トンに達し、1990年に比べて1,900万トン増加するなど、この計画は、建国以来最も大きな成果を上げた5カ年計画と位置づけられている。また、農村の生活については、計画期間中、農民1人当たりの純収入の年平均実質伸び率が4.5%であった。しかし、第8次5カ年計画期間中の問題点として、

- (1) 農業基盤が弱く、人口増加、生活水準向上及び経済発展に対応していない。
- (2) 地域格差が拡大し、一部社会構成員間で収入格差が著しい。
- (3) 経済の急成長と経済体制転換後の過程において、インフレ圧が依然として強い。
- (4) 国の財力が足りず、マクロコントロールが弱い。
- (5) 経済・社会に腐敗現象がはびこり、社会主義精神文明と民主法制建設は新たな問題に直面している。

等が指摘されており、引き続き発展の努力が必要となっている。

これらの現状から、「国民経済と社会発展第9次5カ年計画（1996年～2000年）と2010年長期目標要綱」では、国民経済の持続的、急速かつ健全な発展を維持するため、第1に農業を着実に強化し、農村経済を全面的に発展・繁栄させることに重点を置いている。このための目標として、

- (1) 2000年までに人口を13億人以内に抑制し、1人当たりの国民総生産を1980年の4倍にする。
- (2) 基本的に貧困をなくし、国民の生活を小康（まずまずの暮らしぶり）水準に到達させる。
- (3) 現代企業制度の建設を加速し、社会主義市場経済の第一歩を確立する。

が挙げられた。農業に関する見通しとしては、

- (1) 都市部住民1人当たり平均可処分所得の年平均実質伸び率を5%、農民1人当たりの純収入の年平均実質伸び率を4%とする。
- (2) 2000年時点の主要生産量の見通しを食糧生産量については4億9,000万トン～5億トンとし、綿花生産量は95年並の450万トンとする。

が示されている。

また、国民経済の持続的、急速かつ健全な発展を維持するため、以下の重点任務が示されている。

- (1) 農家の生産請負制を主として、土地使用権の合法的譲渡を奨励し、耕地の適正規模化を徐々に推進して、国の農業に対する支援と保護体系の制度化、法制化を図り、農民の権利と負担の軽減を進めて、農民の生産に対する積極性を引き出す。
- (2) 中央と地方各級政府は、農業への投資を増やし、固定資産投資、予算内資金、融資資金の農業への使用比率を徐々に高めて、外資を農業の開発、建設に積極的に導入する。
- (3) 法に基づいて耕地を保護し、耕作に適する荒地を開墾して、多毛作指数を高め、食糧播種面積の長期安定を維持する。
 - ・多毛作指数を現在の155%から160%以上に向上。
 - ・食糧播種面積が1億1,000万haを下らないように保証
- (4) 水利施設の建設を強化し、点滴灌漑、スプリンクラー灌漑等の節水灌漑技術を普及、灌漑農地面積を新たに330万ha増やす。
- (5) 中・低生産性の農地改良を促進し、安定した商品食糧生産基地を建設する。
 - ・中・低生産性農地を1,400万ha改良
 - ・国家級商品食糧基地県を900カ所前後に増加
- (6) 林業建設を強化する。
- (7) 科学教育による農業振興を強化し、優良品種の増殖、導入、加工、販売等を最優先して、水稲、小麦、トウモロコシ、綿花の品種を全面的に更新する。
- (8) 化学肥料増産を重点とする農業向け工業（肥料、農薬、農業用フィルム原料、農機具）の発展を加速し、窒素肥料は基本的に自給する。
- (9) 農村経済を全面的に発展させ、農村の労働力の活用によるインフラ整備、農畜産物の加工業の発展等を図る。
- (10) 貧困地区支援活動を強化し、電力、飲料水、教育、医療衛生条件等を改善する。

このように重点任務のほとんどが農業にかかわる活動目標となっている。特に農業普及に関連した科学教育による農業振興の強化と、優良品種導入にかかわる農業技術の普及は、要請のあった農業技術普及プロジェクトに直接関連するもので、本プロジェクトの実施は、中国の国家開発計画の目的、内容に基本的に整合するものと考えられる。

5. 協力分野の現状と問題点

中国における農業技術普及は、中華人民共和国成立以来40年余にわたって実施されてきた。普及組織機構、活動内容等はその時々々の農業情勢等に応じて改善が図られている。

最近においては、1979年に実施された農業生産体制の家庭生産請負制により農民の農業生産に対する積極性を引き出し、農民の生産発展と科学技術に対する要望を満たすために、新たな普及システムを整備する必要が生じた。このため、中国の社会経済条件等を踏まえ、国营、集団営、個人営が結合した複層的で、多形式な普及システムを整備する観点から、県、市以上の普及機関では、技術普及と普及活動管理に責任を持って普及活動の効果を高めることとし、普及活動を行政機関から切り離して中央、省、市、県に専門の普及機関を整備する等、普及機関の改革が行われた。すなわち、従来は県農業科学所が試験研究、県農業学校が研修、県農業局が普及を行う等、各機関が独自の活動をしていたことから、普及の速度が緩慢で、農民への情報提供や生産向上の要望に適切にこたえられていなかったため、県レベルに科学研究、教育、普及活動を活動を結合させた農業技術普及センターを設立した。その結果、普及の要である郷・鎮レベルにおける普及活動の発展に大きく寄与した。

また、先進的な科学技術を広く農家に普及するためには、多くの普及活動量が必要であり、国の普及システムだけでは対応しきれないため、農民による普及サービス組織を設立させる必要が生じた。この結果、村レベルに農民技術員と科学技術の実証展示を行うモデル農家が配置される等、多元的な普及体系が整備された。

さらに1993年には、農業技術普及の改革の成果を強固なものとし、農業技術普及活動を効果的に進めるため、「中華人民共和国農業法」及び「中華人民共和国農業技術普及法」（付属資料2.参照）が公布され、農業技術普及システム等の整備が進められている。

(1) 普及組織の現状

農業技術普及組織は、国の農業部全国農業技術普及サービスセンター、省、市、県、郷・鎮、（村には肥料、農業等の生産資材販売ステーション）それぞれの段階に農業技術普及センターまたは農業技術普及ステーションが設置されている。1995年からは、国中央、省、市、県段階に設置されている「農業技術普及ステーション」「植物保護ステーション」「土壌肥料ステーション」「種子管理ステーション」の4部門を統合し、総合的な指導体制が取れるよう、農業技術普及センターの整備が推進されている（郷・鎮はステーションとする）。1996年現在、国は農業部に前述の4部門を統合した司級（局相当）（付属資料3.参照）の「全国農業技術普及サービスセンター」を整備し、地方の省、市、県段階においては省で1/3、市、県では約2/3が普及センターとして統合された。そ

の他にも統合整備の方向で推進されている。

普及スタッフとしては、国、省、市、県、郷・鎮の段階に整備されているセンターに、研究員（国、省の普及センターの責任者）、普及員（高級農芸師、中級農芸師、初級農芸師）及び村に農民技術員が配置されている。

農業技術普及体系を図-1に示す。

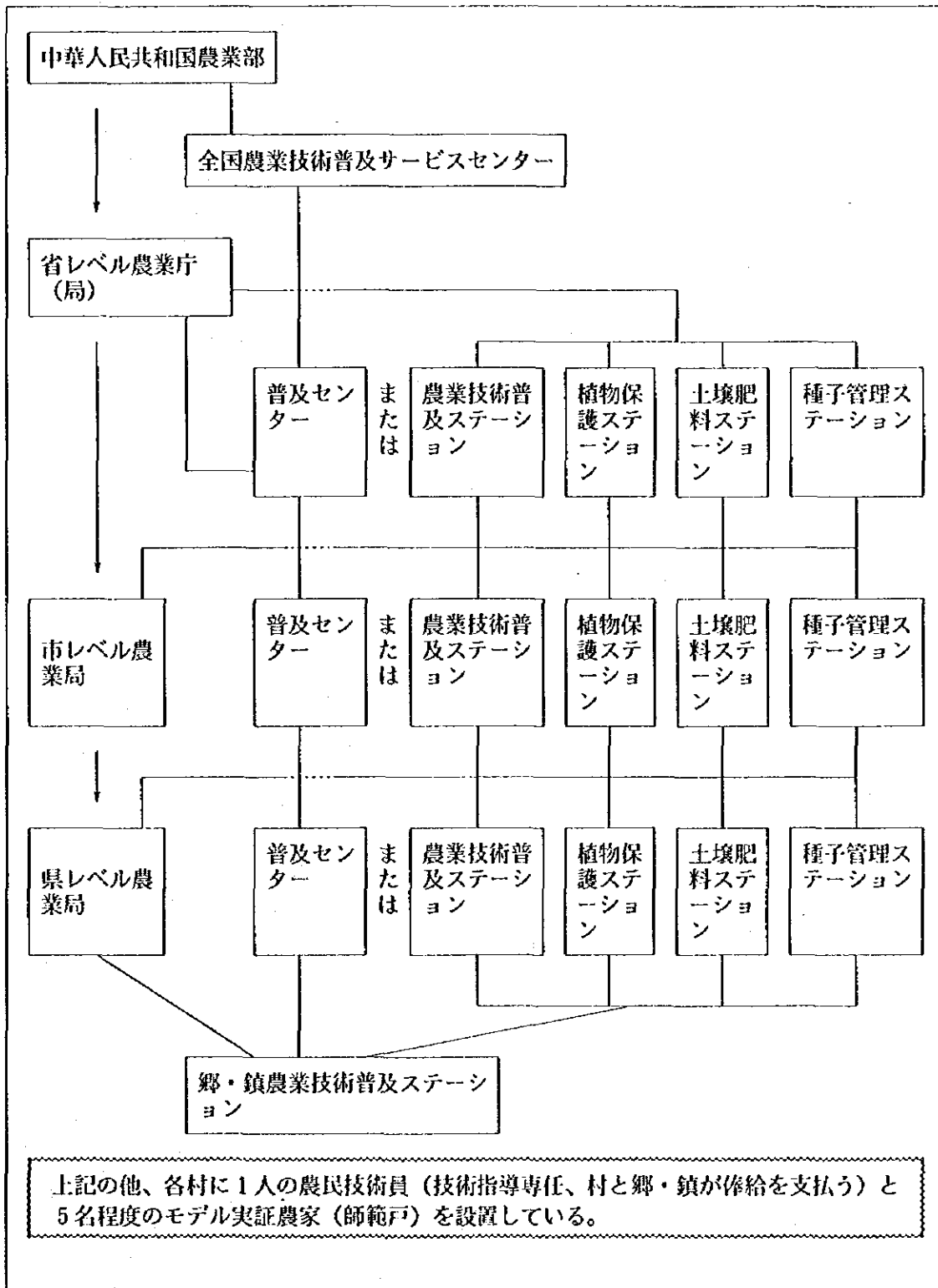


図-1 農業技術普及体系

1) 中央段階（全国農業技術普及サービスセンター）

① 1995年8月に、それまで農業部農業司の内部組織であった「農業技術普及ステーション」「植物保護ステーション」「土壌肥料ステーション」及び「種子管理ステーション」を統合し、農業技術の政策推進と農業技術普及の中央実施機関として、農業司と同格の「全国農業技術普及サービスセンター」を設置している。

② 全国農業技術普及サービスセンターは、図-2に示す部門構成になっており、主任（局長級）の下に農業技術普及を担当する者として、研究員、高級農芸師、中級農芸師、初級農芸師等が配置されている。

主な業務は年間の業務計画の策定、長期計画の策定、普及組織の管理、活動実績のとりまとめ、観測評価等であり、あわせて各省等に設置されている普及センターの整備も担当している。

また省段階に設置されているステーション及びセンターの普及員研修を行っている。なお研修は高級幹部を対象とし、現在、農業部がプロジェクトとして推進している課題別に、各省に配置されている関係専門分野担当の普及員を集めて実施している。

③ 農業部は毎年数課題の大きなプロジェクトを推進しており、1996年は10課題実施している。このうち6課題は普及サービスセンターで重点課題として取り組んでいる。（表-1）

④ 当センターは、農業分野をすべて担当しているが、畜産、林業、水産はそれぞれ別体系で実施されている。

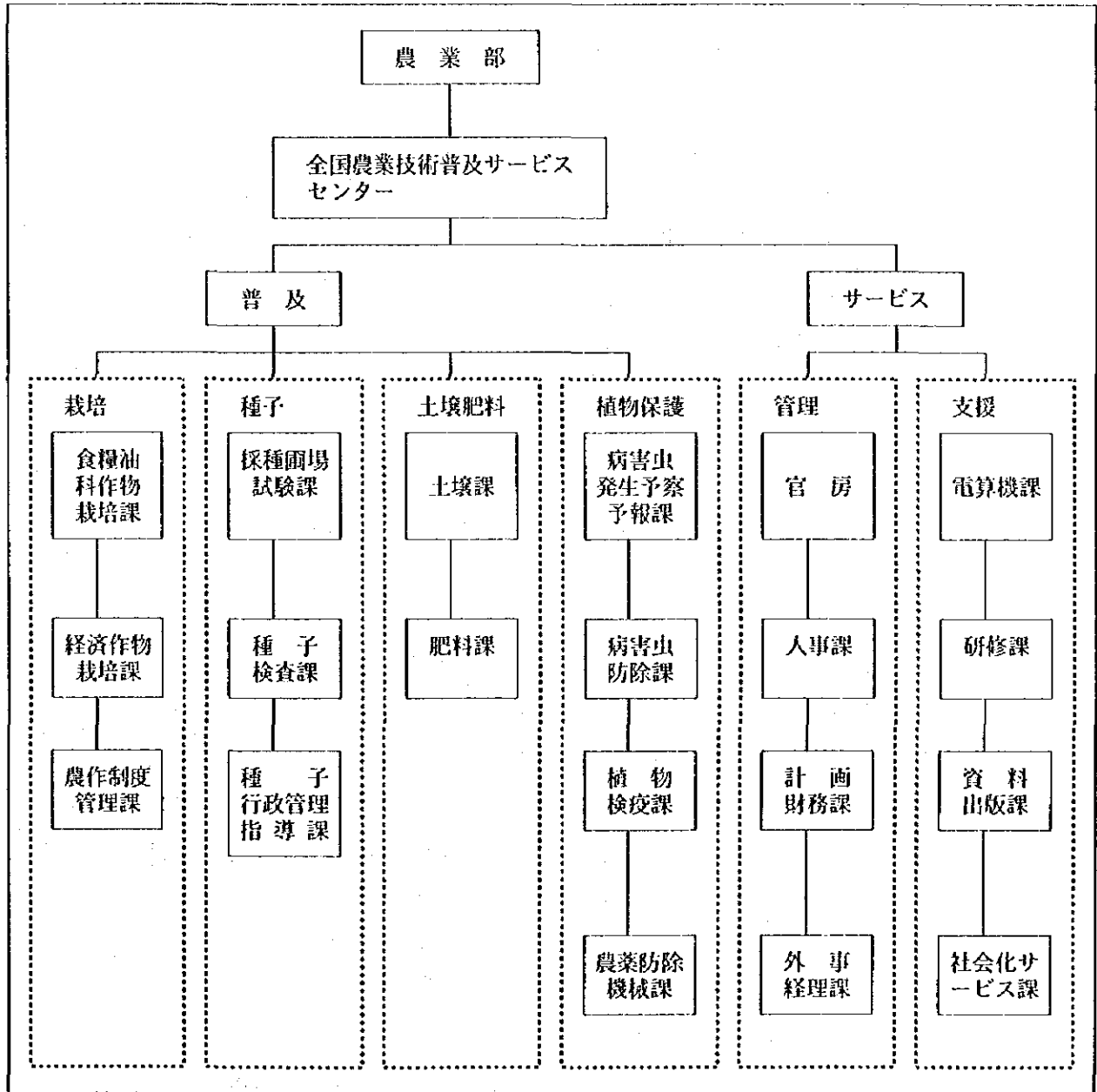


図-2 全国農業技術普及サービスセンターの組織

表-1 1996年度農業部プロジェクト課題

10大プロジェクト (○を印したものは普及サービスセンターが担当)

- ① 優良品種と関連栽培技術
- ② 水稲の畑苗移植と投苗移植の技術
- ③ トウモロコシのマルチ栽培と関連栽培技術
- 4 精選半精選種子の機械化播種技術
- ⑤ バランスのとれた施肥技術
- ⑥ 重大病虫害の総合防除技術
- ⑦ 節水灌漑と畑作農業技術
- 8 水田養魚技術
- 9 家畜家禽の肥育技術
- 10 水産物の高品質、高増殖技術

2) 省段階の農業技術普及センター (一部はステーション)

- ① 省段階における農業技術普及は、農業庁の農業技術普及センターが行っており、主として、管内の市、県段階に設置されている普及センターの普及員等に対する技術指導等を行っている。
- ② 省管内の農業技術普及システムの管理については、この普及センターが行っている。市、県、郷・鎮の各レベルに設置されている普及センターまたはステーションの運営経費は、すべて普及センターから支払われている。
- ③ 普及センターには農業技術指導を担当する普及員として、遼寧省の場合、35人 (研究員1人、高級農芸師8人、中級農芸師6人、初級農芸師20人) の技術員が配置されている。普及員のレベルと認証基準については表-2参照。

なお、四川省は1995年、農業庁に4部門を統合した農業技術普及センター (付属資料4.③参照) を整備し、227人の農業技術職員を配置しているが、遼寧省は従来のステーション方式で実施している。

- ④ 市、県の普及員に対する技術指導の方法は、主として省農業技術普及センターにおける研修及び普及センターの巡回により行われている。普及員が行う技術指導は地域分担制となっており、毎年1/3は農村地域の巡回等現地活動が必須、また、1/5は農村での調査研究を行い、結果をシステム作り等管理面に反映する、などとなっている。

表-2 普及員のレベルと認証基準

①研究員	: 教授級	高級で5年以上、国で審査
②高級農芸師	: 助教授級	中級10年以上、国で審査
③中級農芸師	: 講師級	大卒で初級5年以上(6~7年が普通)、外国語が条件、 省で審査
④初級農芸師	: 助手級	

3) 市、県段階の農業技術普及センター(一部ステーション)

① 県または市農業局の内部組織として農業技術普及センターまたはステーションが設置されており、郷・鎮段階に設置されている農業技術ステーションの普及員及び農家に対する技術指導を行っている。

② 市、県段階の普及センターも4部門のステーション統合し、農業技術普及センターの整備を進めている。

整備の進捗状況は、省により異なり、例えば遼寧省は74の農業県のうち60県はセンター方式で、他は従来のステーション方式である。また市は14のうち5カ所がセンター方式で他はステーション方式である。

四川省の場合、216県のうち193県(農業県の91%に相当)がセンターとなっている。

③ センター及びステーションには、高級農芸師、中級農芸師等1センター当たり7~9名の普及員が配置されている。

以下に調査した市・県の農業普及センターの概況を示す。

a. 遼寧省大石橋市農業技術普及センター

1984年に設立され、稲作ステーション、畑作ステーション、果物野菜ステーション、特産品ステーション、植物保護ステーション、土壤肥料ステーション、行政科、財務科、科学教育科等9部門で構成されている。

センターは、市全体の栽培農業に関する科学研究、農作物の育種、農業技術の普及、農民の技術研修と農業専門教育の責任を担い、同時に農業生産の指導と、少量の専門用肥料を研究的に生産して農民に提供する責任を負っている。

センターには、現在、96人の職員が配置されている。そのうち、技術者は52人で高級農芸師12人、中級16人、初級24人となっている。

センターの施設は、1,600㎡あり事務室の他教室、土壤肥料等化学実験室、植物保護化学実験室、野菜実験室及び新鮮保存庫、農業包装工場等がある。また、種子化学肥料倉庫等の倉庫は、2,000㎡である。備品はコンピュータ1台、コ

ピー機1台、車両2台、試験用農地は253ムー（1ムー：6,667アール）があり、水田100ムー、畑153ムー、果樹2,700株、温室560㎡となっている。

b. 遼寧省阜新蒙古族自治県農業技術普及センター

普及ステーション、土壤肥料ステーション、植物保護ステーション、農業学校、モデル圃場の5部門が一体となっている。農業技術の試験と展示、研修、普及を担い、政府の農業政策と技術普及に対する参謀役となって、郷・鎮の農業技術普及ステーションへの指導と評価を行っている。

センターには、140人の職員が配置されている。そのうち、技術者は42人、技術農業従事者60人、サービス部門38人の、技術者のうち、高級農芸師8人、中級10人、初級24人となっている。

センターの施設としては、事務室の他4人が宿泊できる宿舍と100人を収容できる研修室がある。また、150㎡の化学実験室と試験・展示圃場を持っている。

当センターは、36の郷鎮とその下部にある523の村を管轄している。郷・鎮にはすべて農業技術普及ステーションが設置されており、132人（高級農芸師3人、中級14人、初級115人）の職員が配置されている。村には、それぞれ1名の農民技術者と5戸のモデル農家が配置されている。

c. 四川省自貢市農業技術普及センター（付属資料4.④参照）

当センターは、6カ所の県（区）農業技術普及センターと127カ所の郷・鎮農業技術普及ステーションを管轄しており、農業技術、農業情報の収集研究、土壤肥料、植物保護と検疫、種子の管理、経済作物の生産、ラジオ農業放送とテレビ教育、農業技術の研修等の部門で構成されている。

現在、132人の職員が配置されており、そのうち、研究員2名、高級農芸師23人、中級72人、初級35人となっている。また、県、郷・鎮の農業技術ステーションに配置されている技術者は、1,524人おり、そのうち、高級農芸師64人、中級187人、初級が1,273人となっている。

センターの施設としては、6,008㎡のビルに事務室の他研修室、研修宿泊室（100人宿泊）植物検査室、種子検査室、土壤実験室等が整備されている。

d. 四川省綿竹市農業技術普及センター（付属資料4.⑤）

1979年に設置され、全国的にも早く設置されたセンターの1つで、四川省でも市レベルとしては最初の普及センターである。センターは、農業技術ステーショ

ン、植物保護ステーション、土壌肥料ステーション、経済作物ステーション、科学研修と教育システム管理ステーションで構成されている。

現在の職員数は38人で、そのうち、高級農芸師5人、中級14人、初級15人である。

センターの施設としては、9,790㎡のビルに研修教育施設（150人の研修施設）が1,763㎡、オフィスと化学実験施設2,253㎡等が整備されている。

また、管轄している25の郷鎮すべてに農業技術普及ステーションが設置されており、各1カ所当たり3～4人、全体で95人の普及員が配置されているとともに、オフィス、研修、営業（店舗）倉庫等の施設が整備されている。さらに、市全体で263ある村には、農業技術ステーションが196カ所、モデル農家が8,602戸設置されている。

4) 郷・鎮段階の農業技術普及ステーションについて

- ① 郷・鎮段階には、農業技術普及ステーションが整備されており、郷・鎮役所と併設または独立施設として設置されている。
- ② 郷・鎮の普及ステーションは、直接農業者に接した技術普及を行っており、1ステーション7～8人の普及員が配置されている。普及員の配置数は、農業部が定めた基準があるが、それぞれの地域農業の実情に即して配置されている。（基準は1ステーション当たり6.1人だが、現在の総数は基準よりやや少ない配置になっている）
- ③ ステーションの施設としては、資料室、実験室、研修室、事務室の4室を有することが整備の条件となっている。一般的には農業、肥料等の資材販売店舗を併設したステーションが多く整備されている。
- ④ 遼寧省においては、1,248の郷・鎮にステーションが設置されており、うち1,014カ所は郷・鎮役所から独立した施設になっている。また、700カ所は農業・肥料等の販売店舗と併設されている。

四川省においては、6,285の郷・鎮のうち約95%に当たる5,815カ所の郷・鎮にステーションが整備されている。

◇ 四川省綿竹市新市鎮農業技術ステーション（付属資料4、⑤参照）

新市鎮は、11の村と103の組を管轄しており、綿竹市の中では、人口と耕地の最も多い農村鎮である。

農業技術ステーションは、1974年に設立され、宣伝、研修、実験、資材の供給サービス部門が整備されている。職員は農業技術者、植物保護担当、種子管理担

当、会計、出納及び営業サービス担当等6人を配置し、主に村レベルの農業技術ステーションと農業技術者及びモデル農家をネットワークとして、宣伝、研修、実験、展示等を手段に農業技術の普及を行っている。また、15ムーの実験圃場を有し、実験と展示が行われている。

5) 村段階の農業指導体制

- ① 村段階における農業の技術指導は、郷・鎮普及ステーションの普及員と、すべての村に1人ずつ配置されている専任の農民技術員（専任で、給料は郷・鎮と村が中央政府の補助を受けて支給している）が行っている。

専任農民技術員は郷・鎮普及ステーションの普及員の指導を受け、担当する村内農家（主として実証展示を担当しているモデル農家、農民技術員1人がモデル農家5戸を担当）に対し、例えば水稲では育苗、移植、施肥、病虫害防除等の技術について実証展示、巡回等により指導を行っている。

- ② また農家からの技術相談も受けており、独自に解決できない問題については郷・鎮ステーションの普及員の協力を得て行っている。
- ③ その他非専門技術員制度があり、師範農家等が国に認定申請を行い、国の審査認定を受けると「緑の認定証」が交付され、農業技術員と認定され、自ら農業を営みつつ村内農家の営農相談等の活動を行っている。遼寧省全体では約2万人、四川省全体では5万6,000の農家が認定されている。

(2) 普及活動

- 1) 農業生産の増大を図るため、科学技術の迅速な普及を図っているが、一般的にその普及度は低い（約30%）。その原因は ①普及体系の整備が不十分である ②農民のレベルが低い——等にある。この解決策としては、普及センターが科学技術研究と農民の架け橋的役割を果たしていることから、普及員のレベルの向上と普及体系の整備等、普及システムを強化し、農民に対する教育の強化を図ることが重要である。

このため、研修等により普及員のレベルを短科大学卒以上に向上を図る等、指導力の強化に努めている。

また、現在、新技術の普及を重点に取り組んでいるが、普及センターの整備が完了した段階では、普及方法の研究、テキスト等教材作成、普及員等人材の養成、情報の提供等の強化を図ることとしている。

- 2) 農業技術普及の特徴は ①各種施策等の伝達（指導）が各レベルにおける農業行政

事務部門（農業庁、局等）の体系と、普及体系で二重に行われている ②普及は実験実証→普及指導→人材育成の3つを基本としている ③郷・鎮普及員と、村に配置されている農民普及員の連携による技術指導を行っている ④普及方法としては、普及する技術とその技術に必要な資材（有料）をセットとして総合的に普及指導している——等である。

3) 新技術の普及については、農業科学院、大学等で開発された技術及び市、県レベルの普及センターにおける独自の研究成果、農業科学院等の研究成果等を普及センターにおいて普及員が実験圃等で実証展示の上、現地における研修会等を通じて郷・鎮普及ステーションの普及員、農民技術員に指導している。指導を受けた普及員は、それぞれの村におけるモデル農家で、農民技術員の支援を得て実証展示、普及活動を通じて普及している（一般的には、市、県、郷・鎮、農民技術員が行う普及対象者は同じ対象である。）。

4) 新技術、プロジェクト課題についての具体的な普及活動の展開に当たっては、県レベルの普及センターが普及計画を策定し、郷・鎮の普及ステーションはこれに基づき、主として指導資料の活用、実証展示圃における現地指導等により、モデル農家に対する指導及び農民技術員に対する普及活動を行っている。

また、普及の成果については、単位面積当たりの収量、導入した技術等による経済効果等により評価を行っている。

以下に調整した普及活動の概況を示す。

a. 四川省自貢市における水稲の畑育苗による高生産栽培技術普及の実施

自貢市では、1996年、国家農業部、省農業庁及び自貢市科学技術委員会から、1.33万haにわたる畑育苗の栽培技術を普及させる任務が伝達された。これに基づき、市農業局では、これまでの成功例に基づき、市・県及び郷・鎮においてプロジェクトチームを組織し、勉強会、現場会議、黑板新聞、放送宣伝、技術研修会、技術資料の作成と配布等により、当新技術を市の全域に普及させた。

具体的には、市内4区2県127の郷・鎮のうち3区2県66郷・鎮において、市の農業技術普及センターが育苗を始める1カ月前と播種期、移植時、収穫時に普及プロジェクト実施地域の農家に対し現地研修会を実施するとともに、技術資料（技術解説書）を各農家1部配付した。また、市、区、県、郷・鎮及び村の各レベルごとに現場での技術研修を実施した。

b. 四川省綿竹市新市鎮における農業技術普及の実施状況

科学研究機関と大学の協力を得て、多くの新品種、新技術を導入し、毎年新品種、新技術等10項目余りの各種実証試験を実施している。また、各レベルの担当職員、中堅技術者と農民に対し、「新市鎮農業技術」パンフレット等各種の技術資料を配付（農家1戸当たり2部）するとともに、実証展示圃等における現地研修、ラジオ放送による宣伝、指導を行っている。水稲については、新品種の組み合わせによる作期改善に伴う二段階育苗と除草剤の散布技術の普及、小麦については、品種更新と密植、除草剤の普及、油料作物では、新品種の導入と秋まき栽培技術の普及が行われた。その結果、水稲の良質新品種の普及率は98.6%、マルチや二段階育苗は100%、一期作、二期作での除草剤の普及率は80%以上、適正配合施肥は60%、病害虫の共同防除は95.3%に達している。

(3) 普及員研修

1) 普及員の研修は、中央、省、市、県、の各レベルにおいて実施している。中央の全国農業技術普及サービスセンター（研修課担当）は、各省段階に設置されている普及センターの普及員（高級幹部）に対して、当面のプロジェクト課題等について研修を行っている。

2) 省の普及センターには、普及員等の研修施設（教室、宿泊施設等）が整備されており、この施設において市、県レベルの普及員に対して技術等の課題別に研修を行っている。

3) 市、県レベルの普及センターにおいても、普及員等の研修施設（教室、宿泊施設等）が整備されており、郷・鎮の普及員、村の農民技術員を対象に研修を行っている。また、郷・鎮、村における農民の研修等にもこのセンターから講師を派遣している。

遼寧省大石橋市農業技術普及センターにおいては、毎年5～6回研修コースを開催し、毎回300人前後、年間1,500人程度の研修を行っている。研修の対象は、主に郷・鎮の技術普及員、農業行政管理職員、村の責任者と農民技術員である。また当センターは、中等専門教育レベルの中央農業放送テレビ学校の分校として生徒を募集の上、研修を行っている他、瀋陽農業大学と共同で、農業短期大学レベルのクラスを設置し、専門的人材を養成している。

四川省綿竹市新市鎮農業技術ステーション（市級）においては、大麦、小麦の栽培技術、病害虫防除等の技術について、農民技術員、村の幹部等を対象に、それぞれ2

～4クラスに分け毎年4回、約700人程度研修している。

- 4) 研修は、各レベルの普及員等が講師となり、主としてテキスト、資料等を教材として講義により行われている。

(4) 普及システムの問題点

中華人民共和国は、1993年7月に「中華人民共和国農業法」、「中華人民共和国農業技術普及法」を公付し、現在はこれを受けて詳しい条例を作成しているところである。

このような中、農業を持続的かつ安定的に発展させるには、科学的な農業技術の普及が重要視されており、普及体系づくりに対する期待は極めて高い。

このため、1995年8月に全国農業技術普及サービスセンターの統合整備が行われ、その後、省、市、県、郷・鎮、村の各レベルで新たな普及体系の統合整備が進みつつあるが、次のような問題が指摘されている。

- 1) 今後、家庭生産請負制により、農民の農業生産への意欲、積極性を引き出し、かつ、多くの農民の生産発展と科学技術に対するニーズを満たすためには、種子管理、土壤肥料、病虫害防除、栽培技術等の部門を統合した総合的等普及活動が重要である。

このため、新たな普及システムの整備が進められているが、全国的な普及システム自体が完全に整っていない。

- 2) 普及に従事する技術者の知識と技術レベルが低く、新技術等についての普及活動が不十分である。

このため、研修等により普及技術者の資質の向上が行われているが、技術者の学歴、職務経験年数等に応じた基礎的知識、技術や当面する普及課題、新技術等についての専門技術及び普及方法について体系的に実施することが重要である。しかし、このような研修体系は確立されていない。

- 3) 農民及び普及員等に対する農業技術指導は、主として普及センターにおける研修、実証展示圃場における現地研修により実施されているが、これら研修の効果的実施を図る上で必要な視聴覚機材等研修指導機材ならびに普及員の現地指導に必要な調査分析機材、視聴覚機材等指導用機材の整備、巡回指導用の自動車等の整備が不十分である。

4) 地域による格差や市場経済のニーズに応じ、普及員がモデル農家等において、実験実証及び研修、巡回指導等の農業技術普及指導を行って、農家の農業技術レベルの向上を図るためには、地域における農業発展の課題について、農家の技術・経営等の実情を踏まえた普及課題を設定するとともに、総合的かつ計画的に普及活動を実施する必要がある。しかし、現状をみると、現場で直接農家に接して技術指導を実施する郷・鎮等のステーションにおける普及計画は、上部機関である市県の普及センターで作成されている普及目標の計画書の範囲にとどまっており、目標を達成するための指導技術の側面、技術の指導方法等、普及活動の効果的、効率的展開に必要な事項を内容とする普及計画の作成や、普及方法等の改善への取り組みが不十分である。

6. 要請の内容

中国政府から日本政府へ提出された要請内容については、プロジェクトサイト数が多く、またその内容に不明な点が多かった。このためプロジェクト方式技術協力が可能であるかどうかを検討するため、事前調査の出発前に農業部に事前質問を行った。以下の要請内容は、要請書を基にこの事前質問の回答を加え、要請内容を整理したものである。

(1) プロジェクト名称

中国末端農業技術普及サービス体系建設計画

(2) 要請機関名

中華人民共和国農業部

(3) 協力地点名

遼寧省、四川省

(4) プロジェクトの目的

中国に一定規模のハイレベルの農業技術普及体系モデルを設立し、日本の先進経験を参考にして先進技術を導入、全国農業技術普及システムの発展を促進し、農業生産能力の拡大に資すること。

具体的には、以下を目的とする。

- ① 日本における先進農業技術普及理論と方法の導入
- ② 完備されたプロジェクトモデルの設立（省レベルのセンターを2カ所、県レベルのセンターを6カ所）
- ③ 日本における先進訓練設備の導入
- ④ プロジェクトの所在地における農業技術普及にかかる環境と質の改善
- ⑤ プロジェクトにおける試験、デモンストレーション、訓練、普及を通じて、プロジェクト所在地における農業発展を促進させること
- ⑥ プロジェクトのモデル的役割を通して、中国における農業技術普及体系の建設を推し進めること

(5) 日本との協力内容

- 1) 農業技術普及員の農業技術普及基礎理論と知識及び実用技術を強化するため、以下の項目について協力を行う。

- ① 農業技術の普及システムと管理方法
 - ② 農業技術普及方法
 - ③ 農業技術普及の情報交流
 - ④ 農業技術普及プロジェクトの計画と評価
 - ⑤ 先進農業科学技術知識
- 2) 末端農業科学技術普及機構における技術普及と養成施設の建設強化、普及及び養成の能力向上を図る。
- 3) 日本の農業技術普及の経験を取得する。

(6) 協力期間

5年間(1993年～1998年)

(7) 日本人専門家の派遣

1) 農業普及技術分野専門家

プロジェクトの中国人専門家に対する農業普及理論と方法の訓練、指導を行う。

2) 農業普及訓練設備技術専門家

中国人専門家に対して、プロジェクトの設備操作方法、AV教材作成方法を指導する。

3) 農業普及プロジェクト管理専門家

農業普及プロジェクトに関する企画、運営管理、評価等について、中国人専門家に対して技術指導を行う。

(8) 研修員の受入れ

25名	農業技術普及体系管理	5名
	農業技術普及基本理論	3名
	農業技術普及方法	7名
	農業技術普及及び養成方法	5名
	農業技術普及及びプロジェクト担当	5名

(9) 機材供与

- 1) 視聴覚施設
- 2) 化学検査、測定設備
- 3) コンピュータ、複写機等の事務設備
- 4) 輸送工具、普及用車両

(10) その他日本からの協力要請

上記(7)、(8)、(9)の活動と設備のための5億円の援助。

(11) 中国側が準備する資金等

1) 日本側専門家に対応した中国専門家の配置

- ① 総責任者として全国農業技術普及サービスセンター主任
- ② 全国農業技術普及サービスセンターから以下の専門家（兼任）

教 授	1 名
高級農芸技術者	1 名
農 芸 技 術 者	2 名

2) プロジェクトサイト

- ① 全国農業技術普及サービスセンター（北京）
- ② 遼寧省農業技術普及センター
育成、事務室等の建物の面積が5,000㎡以上。
- ③ 四川省農業技術普及センター
育成、事務室等の建物の面積が4,000㎡以上。
- ④ 遼寧、四川両省の県（市）、区の農業技術普及センター
場所・タイプの異なる3つの農業技術普及センター（実験、観察、モデルサイト及び農場を持っている）

3) ローカルコスト負担

300万元（2つの省レベル及び6つの県レベルのセンターにおける施設の内装及び拡大改造予算）

7. 日本の他の協力との関連

特になし。

8. 第三国（国際機関を含む）の協力概要

直接農業普及にかかる第三国からの協力の実績はないが、現在国際農業開発基金(IFAD)により四川省東北部及び青海省の総合農業開発計画について融資計画のプロポーザルが中国政府に出されている。

9. プロジェクト実施計画

9-1 目的

上位目標は、国、省、市、県、郷・鎮、村を通じた農業技術普及システムを整備充実するとともに、その機能の発揮（普及活動等）を通じて、農業生産の増大に寄与することである。

また、プロジェクトの目的は、上位目標達成の一環として、日本の実施するプロジェクト方式技術協力のスキームを効果的に適用しつつ具体的普及モデルを育成し、その波及効果を期待することである。

（注：普及システムとは、上記国、省、市、県、郷・鎮、村を通じた行政の指導経路と普及の指導経路、その各レベルにおける相互関係、そして研究、教育などとの相互連携関係の三重構造を示す）

9-2 実施計画の概要

中国における農業技術普及のシステムは、行政、普及及び研究、教育の三重構造で行われている。普及がその機能を発揮するためには、各レベルでこれら関係部門と連携を図り、総合的な活動を進めることが重要である。

このため、四川省自貢市、綿竹市、射洪県の県、郷・鎮、村レベルに重点指導地域を設定し、この地域における農業技術普及上の問題点や課題を明確にするとともに、計画活動等の実践活動を通じて普及モデルを育成する。プロジェクトの成果については、それぞれのレベルに配置されたカウンターパートを通じて横への波及を図る。

したがって、プロジェクトサイト（省農業技術普及センター）における日本専門家は、常時、省都・成都市にいたるのではなく、重点指導地域となっている市、県、郷・鎮、村を計画的に巡回する等により、普及モデルを育成する。

また、重点指導地域は、今後、長期調査等により具体化されることとなるが、本地域の特性、専門家の活動等を勘案すれば、自貢市、綿竹市、射洪県それぞれの郷・鎮の1カ所にそれぞれ2村を設定する。

協力分野、内容については以下により実施することとし、具体的には長期調査等によりその詳細を明らかにする。

(1) 普及制度・管理（管理には人事問題を除き、評価を含むものとする）

普及活動の効果的効率的実施のための関係各レベルにおける、普及課題の設定、普及員の配置、活動体制の整備及び運営方針等の基本方策等の充実。

(2) 普及計画

関係各レベルにおける普及活動の中期計画、年度計画の策定手法等の改善。

(3) 普及方法

普及活動を効果的に行うための普及指導手段・手法等普及活動方法の改善。

(4) 研修体系

普及員（農民技術員を含む）及びモデル農家（技術の実証展示をしている農家）等への研修を効果的に実施するための研修計画、カリキュラムの作成、研修教材の作成等、研修体系の改善。

(5) 普及情報

啓発資料の作成、普及活動成果の事例、新技術、流通情報の収集と提供等、普及関係情報の整備・提供など普及情報活動充実。

10. 相手国のプロジェクト実施体制

10-1 実施機関の組織及び事業概要

プロジェクト実施の中心（プロジェクトサイト）は、四川省農業技術普及センターとし、自貢市、綿竹市、射洪県農業技術普及センターを現地における活動拠点としてプロジェクトを実施する。

10-2 プロジェクト組織及び関連機関との組織関連

(1) 全国農業技術普及センター

全国農業技術普及センターは、農業技術普及の中央実施機関として、中国国務院所属の農業部の局として設置されている。

農業部における位置づけは、付属資料3、「中国国務院所属省庁及び農業部の組織」、また全国農業技術普及サービスセンターの組織については、第5章「協力分野の現状と問題点」の(1)項、図-2のとおりである。

主な業務は、年間の業務計画の策定、長期計画の策定、普及組織の管理、活動実績のとりまとめ、観測評価等であり、あわせて各省等に設置されている普及センターの整備を担当している。

また、各省農業庁に設置されている普及センターの普及員の研修、特に、高級幹部を対象とした研修を実施している。

(2) 四川省農業技術普及センター

四川省農業技術普及センターは、農業庁の内部組織として設置されており、管内の市、県、郷・鎮の各レベルに設置されている普及センター及び普及ステーションの管理運営等を担当している。

また、市、県段階に設置されている普及センターの普及員に対する技術指導、研修を行っている。

なお、四川省農業庁の組織及び職務ならびに農業技術普及センターの組織機構は、付属資料4.②「四川省農業庁の主な職責等及び省普及センター組織図」のとおりである。

10-3 プロジェクトの予算

プロジェクトの実施に必要な予算については、日本側から供与される機材の中国国内の輸送に必要な経費、設置費、操作及び維持費、更新費、日本側の供与する機材に対して中国国内で課せられる関税、国内税及びその他の課徴金など、プロジェクトの実施に必要な運営費

を用意する。

10-4 建物、施設等の計画

日本から供与される機材以外で、本プロジェクトの実施に必要な機械、機材、器具、車両、工具、予備部品及びその他の必要な物品の供与及び更新を行う。

10-5 カウンターパートの配置計画

日本側専門家の配置に関連するカウンターパートとして、国、省、市、県、郷・鎮、村の各技術普及センターまたは普及ステーションごとに、経験豊かな適格者を任命・配置することとしている。

また、専門分野としては、普及制度・管理、普及計画、普及方法、研修体系及び普及情報等の分野を予定しているが、各段階別、分野別の配置人数等については、長期調査等により具体化する。

11. プロジェクト協力の基本計画

11-1 協力の方針

人口の増大に伴う食糧消費の増加のため、中国政府は食糧生産能力の拡大を国家の最重要課題としている。そのため適正農業技術の普及は極めて重要となっている。中国政府も独自に農業技術普及を進めており、ある程度の効果をもたらしているが、全体的にみると農業技術の普及は十分でない。このため中国政府は、普及の基礎理論、普及システム管理、具体的な普及方法等について国外からの技術移転を図り、農業生産能力の向上に資することを要請していた。

このことから、本プロジェクト方式技術協力は、中国側が計画している国、省、市、県、郷・鎮、村を通じた農業技術普及システムの整備と機能の充実等を目的に、プロジェクト方式技術協力のスキームを効果的に適用して末端農業技術普及サービス体系整備計画を推進し、具体的普及モデルを育成する等、ソフト面から支援するものである。

本プロジェクト方式技術協力の実施により、国、省、市、県、郷・鎮、村を通じた農業技術普及モデルの育成とその波及効果により、中国における末端農業普及サービス体系の整備計画に多大な貢献をすることが可能と思われる。

11-2 協力の範囲及び内容

協力の範囲は以下のとおりとする。

(1) 重点指導地域の設定等

四川省農業技術普及センターを中心に、協力の効果を高めるため、実践活動による普及モデルを育成し、その波及拡大を図ることとし、自貢市、綿竹市、射洪県（未調査）における市、県、郷・鎮、村レベルに重点指導地域を設定し、農業技術普及上の問題点や課題を明確化するとともに、巡回指導や計画活動により指導を強化する。

重点指導地域は、自貢市、綿竹市、射洪県で各1カ所の郷・鎮ごとに2カ所の村を設定する。

なお、重点指導地域及び問題項目等及び射洪県については、長期調査等により具体化していく必要がある。

(2) 協力内容

上記重点指導地域における ①普及センター及び普及ステーションが策定する普及指導の中期計画、年度計画の策定手法等の改善 ②農民に対する農業技術等の課題につい

での普及活動の成果を高める普及方法の改善 ③普及員（農民技術員を含む）及び農業技術の展示等を担っているモデル農家等への研修を効果的に実施するためのカリキュラムの作成等、研修体系の改善 ④普及活動を効果的に実施する上で重要な啓発資料の作成、普及関係情報の整備・提供等、普及情報活動の改善に資する。

また、普及活動を効果的、効率的に実施する上で重要な、関係各レベルにおける普及事業運営の基本方策等、普及制度・管理（普及活動の評価等）の充実を図る。

プロジェクトの実施体制は図-3のとおりである。

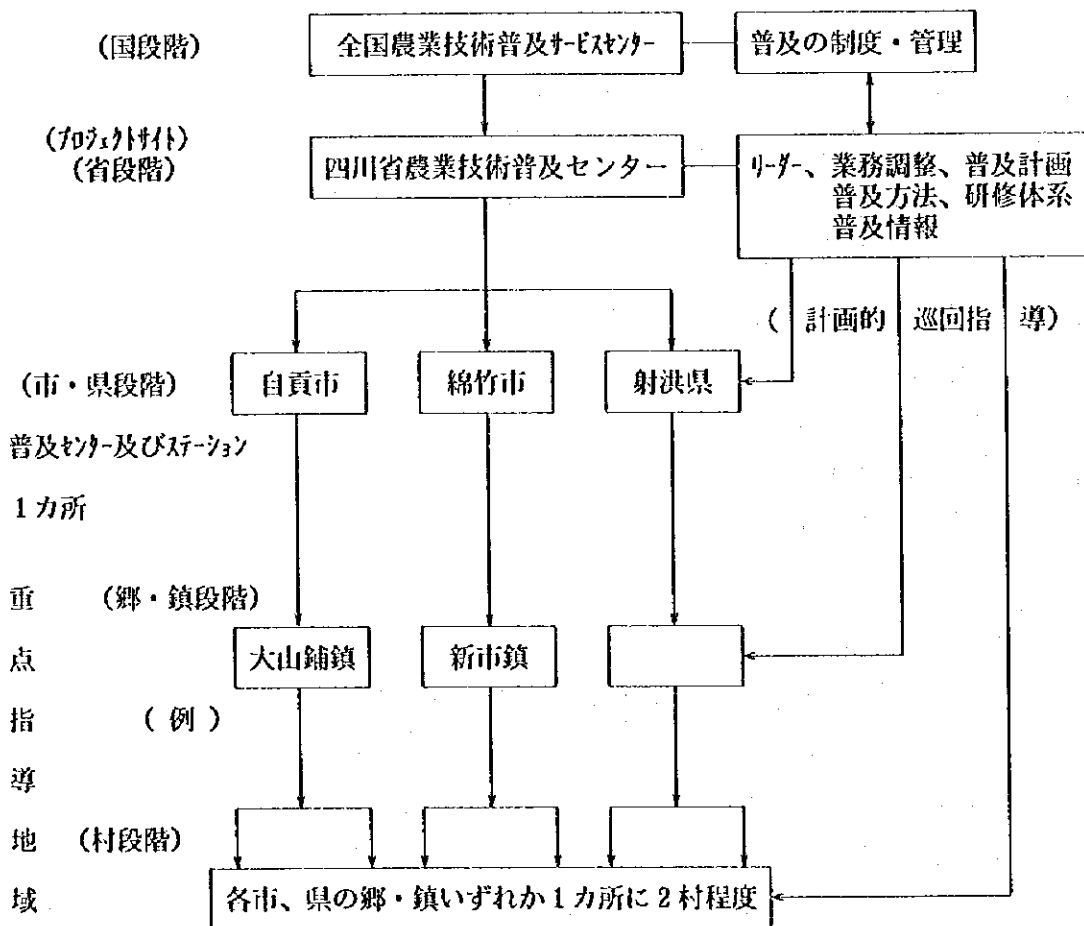


図-3 プロジェクトの実施体制

11-3 協力部門別計画

次の分野について実施することとし、詳細な内容については長期調査等により具体化する。

(1) 普及制度・管理

普及活動の効果的、効率的実施のための各レベルにおける普及課題の設定、普及員の配置、普及員の資質向上、活動体制の整備及び運営方針等の基本方策等の充実。

なお、管理には、普及員等の人事問題を除き、普及活動等の評価を含むものとする。

(2) 普及計画

関係各レベルにおける普及活動の中期計画、年度計画の策定手法等の改善。

具体的には、普及計画の構成、農家等の現状把握を通じた普及課題の設定、課題解決に必要な指導事項、関係機関等との役割分担・協力関係の調整等の普及計画策定手法。

(3) 普及方法

普及指導対象、普及課題等に応じた個別・集団指導の手順・方法、プレゼンテーションの方法、実証展示圃場の設置と活用方法、資料・広報等及び視聴覚機器の活用、普及指導の手段・手法等普及活動方法の改善。

(4) 研修体系

普及員（農民技術員を含む）及びモデル農家（農業技術の実証展示を担っている農家）等への研修を効果的に実施するための研修計画、カリキュラム、研修教材の作成及び講義、討議、事例研究等の研修技法、研修機材の活用方法等、研修体系の改善。

(5) 普及情報

啓発資料の作成、普及活動成果の事例、新技術、流通情報の収集と提供など、普及関係情報の整備・提供等、普及情報活動の充実。

11-4 専門家派遣計画

専門家については、次の分野の長期専門家、短期専門家を派遣することとするが、専門分野、人員等については、長期調査等により具体化する。

(1) 長期専門家

1) 全国農業技術普及サービスセンター

普及制度・管理等（アドバイザー）

2) 四川省農業技術普及センター

チームリーダー

業務調整員

普及計画

普及方法

研修体系

普及情報

(2) 短期専門家

プロジェクトの円滑な実施のために、必要に応じて派遣することとし、具体的な分野等については、長期調査等により具体化する。

11-5 研修員受入れ計画

普及体系管理5名、普及活動の基本理論3名、普及方法7名、プロジェクト担当5名、研修方法5名の要望があるが、専門分野及び受入れ人数等については、長期調査等において具体化する。

12. 専門家の生活環境

12-1 遼寧省（瀋陽）

東北第一の都市で、東北の工業の中心である。瀋陽駅は中国一の交通量がある。主な名所は、故宮（四庫全書を蔵する）、東陵公園、北陵公園がある。北京から空路1時間10分、列車も可能である。

(1) 住宅事情

大都市であり、日本の領事館もある。専門家が長期に滞在するレジデンス等は確認できなかったが、ホテル等は十分ある。この省ではJICAは多くのプロ技等を実施しており、住宅事情はまず問題ないと考えられる。

(2) 教育事情

米国領事館があることもあり、インターナショナルスクールが小学校、中学校、高等学校とある。ただし、日本人学校はない。

(3) 治安事情

治安事情については、特に悪いという話は聞かなかった。ただし、全く問題がないというわけではなく、最低限の注意は常に必要である。

(4) 食糧事情

食糧事情については、まず問題ないと考えられる。

(5) 医療事情

中国医科大学で日本のプロ技が行われていることもあり、当大学病院においては日本語も通じる。

12-2 四川省（成都）

西南中国の中心。古代から物産豊富な都市で、文化水準も高い。主な名所は、杜甫草堂、武侯示司、都江堰、王建墓である。北京から空路で2時間30分、列車も可である。

(1) 住宅事情

現在成都には、30名ほどの日本人長期滞在者がいるが、家族同伴者等は市内の外国人

公寓（錦綉花園）に居住している。この公寓はマンション形式のものと1戸建て（2階建て）のものがあり、広さは113㎡（3LDK）～225㎡（6LDK）となっている。CNN、NHKの衛星放送の受信ができる。単身赴任者の場合はホテルに長期滞在しているケースも多い。

(2) 教育事情

成都市に、インターナショナルスクールはない。現地校の中に中国人子弟の入学を受け入れる小・中学校はある。

(3) 食糧事情

食糧事情は問題ないと考えられる。日本料理店が5軒ある。

(4) 治安事情

JICAにより現地に長期派遣されているコンサルタントに聞き取りを行ったところ、「3年住んでいる人に治安について聞いたが、何も注意されていない。今のところ問題ない」とのことであった。ただし、遼寧省同様、全く問題がないというわけではなく、最低限の注意は常に払う必要がある。

また、日本人会があり30人ほどが会員となっている。大使館の出先事務所ができる予定である。

(5) 医療事情

医療水準は、中国の中でもレベルは高い。総合病院としては、華西医科大学付属病院が医療水準・設備ともに最も良く、貴賓病室等も有しており、外国人の利用も多い。その他に、四川省病院、四川省人民病院等がありいずれも1,200床以上の規模の総合病院である。

長期調査への引継事項

今回の事前調査では時間的制約から専門家の生活環境について十分調査できなかった。本調査団より実施サイトを四川省と絞ったことから、次の長期調査においては、同省における専門家の生活環境について、さらに調査する必要がある。

[参考]

中国におけるJICA住居手当の限度額（平成8年4月1日現在）

専門家の格付	住居手当
特1号	8,400米国ドル
特2号～2-1号	6,480米国ドル
2-2号～3号	5,520米国ドル
4号～5-1号	4,800米国ドル
5-2号～6-2号	4,320米国ドル

13. 相手国側との協議結果

今回の調査では、まず要請の背景及び内容について把握し、プロジェクトの形成と国家開発計画等の上位計画の中における位置づけ、中国の当該計画に対する実施体制等を調査して、プロジェクト実施の可能性を確認するとともに、中国側との協議においては、わが国の技術協力として実施するプロジェクトの実施基本計画について確認することを目的とした。

(1) プロジェクトサイト

プロジェクトサイト実施場所については、要請書によると北京、遼寧省、四川省であった。中国側からは、この国が広く、経済状況、農業の発展状況が異なっているので、四川省は中西部地域の典型地域、遼寧省は東北3省及び内モンゴル地域の代表として選定し、普及効果も高い2つの省での実施が必要との説明があった。調査団からはプロジェクト方式技術協力の制度について説明を行うとともに、複数のサイトを対象にしたプロジェクト活動を限られた予算、専門家、カウンターパートにより実施するのは困難である旨説明した。この結果、中国側から、プロジェクト方式技術協力の制度上の制約を理解した上で、四川省で実施したいとの意向が表明され、調査団としても四川省での実施を適当と認めた。また、四川省内の活動実施場所として、中国側から自貢市、綿竹市及び射洪県が希望として挙がり、このうち自貢市及び綿竹市については、省都・成都市からの距離も近く、現地活動等の都合も良いので適当と判断できた。しかし今回現地確認のできなかった射洪県については、今後の長期調査による確認が必要との条件がつくものの、中国側の希望により、活動場所として取り上げた。

(2) 実施機関

プロジェクトの実施機関については、実施の中心を四川省農業技術普及センターとして日本側専門家を配置し、実施活動により普及モデルを育成、その普及拡大を図るための重点指導地域（仮称）を含む自貢市、綿竹市及び射洪県農業技術普及センターを関係機関とする。また、全国農業技術普及サービスセンター（北京）には、普及制度・管理担当専門家を配置し、上からと下からのつながりを強化し、普及システムの機能の発揮させることを案として説明し、中国側の理解を得た。

(3) 協力分野

協力分野は ①普及制度・管理 ②普及計画 ③普及方法 ④研修体系 ⑤普及情報とし、具体的内容については今後の長期調査等により詳細を詰めていくこととした。

(4) プロジェクト名称

中国における農業普及のシステム（国、省、市、県、郷・鎮、村を通ずる行政の指導経路と普及の指導経路、その各レベルにおける相互関係、そして研究、教育等との相互連携関係の三重構造）が調査により明らかになり、このシステムを対象にするプロジェクト方式技術協力となることから、プロジェクト名称については「中華人民共和国農業技術普及システム改善計画（仮称）」と変更することを確認した。

14. 技術協力の妥当性

中国政府は新中国建設以来、農業普及にかかる組織体制の整備を行い、国、省、県、市、郷・鎮に至るまで農業普及サービス組織を改善し、普及活動に取り組んできた。しかし、普及員の能力不足、科学技術成果の普及度が低い等のため、農業技術普及は十分な効果を発揮していない状況にある。

1996年から開始された第9次5カ年計画においては、農業の強化を国民経済発展の第1目標として、農業生産をさらに向上させることとしており、このため適正な農業技術の普及は極めて重要となっている。

調査により明らかになった協力が必要な分野は、具体的には長期調査等により詳細を明確にする必要があるものの、いずれも日本側に経験があり、協力可能な分野である。また、四川省での活動が中心となるものの、国、省、県、市、郷・鎮間を通じた農業技術普及体系への協力となる本プロジェクトの実施は、その成果が省内だけではなく、全国へ波及することも期待でき、また内陸部の農業生産の向上を図るプロジェクトとして、大きなインパクトを与えられられる。

プロジェクト方式技術協力の実施上重要な位置を占めるカウンターパートの配置に関しては、現況の農業普及組織体制下で、国から郷・鎮レベルまで、各段階に農業技術普及センターまたは農業技術普及ステーションが設置されており、それぞれに普及職員として研究員（国、省の普及センターの責任者である研究員）、普及員（高級農芸師、中級農芸師、初級農芸師）が、さらに村には農民技術員が配置されている。本プロジェクトでは、新たに組織を作り、そこで協力を行うのではなく、すでにある農業普及組織に入って、現在活動している普及員の活動に対して協力活動を行う形態となるため、専任のカウンターパートの確保も容易であり、効果的な技術移転を行うことができると期待できる。

また中国側は、プロジェクト方式技術協力は実施主体である中国側が中心となって行っていくものであることを理解しており、またローカル予算の確保の必要性についても幹部を含めて理解が表明されている。

以上により、本プロジェクト協力の実施の妥当性は十分にあるものと考えられる。

なお四川省は、広島県との農業者研修生に関する交流を1993年（平成5年）から実施しており、このため四川省農業庁職員にも研修経験者がいるため、初めてのプロジェクト方式技術協力による協力実施ではあるが、日本の技術協力に対する中国側の受入れ体制作りは円滑に行われるものと期待できる。

15. 協力実施に当たっての留意事項

- (1) 中国農業部及び四川省の農業技術普及担当部局との技術協力は初めてであるので、本調査においてもプロジェクト方式技術協力について説明理解を求めてきたが、今後のプロジェクトの円滑な実施のためには、さらに理解を深めてもらうことが必要である。特に、プロジェクトの実施主体は中国側であり、主体的に活動を実施していくべきことの認識及び実行が常に必要である。
- (2) 農業普及にかかる組織体系が改善されつつあることから、この組織の具体的活動を農業増産に結びつけるため、できる限り早期に技術協力が開始できるよう、早急に長期調査が必要である。長期調査では、技術協力の詳細な活動内容、重点指導地域について、協力期間の5年間で成果を期待する範囲を絞り込み、中国側と協議の上決定していくことが必要である。派遣時期については、主要作物が栽培されている時期の調査が効果的である。
- (3) 本プロジェクトは、中国側の期待が大きく、また実施対象組織及び活動範囲が広くなりがちな内容である。また、プロジェクト活動が普及というソフト面の活動を主体とするものであり、短期間で成果を上げにくい面もあると考えられるので、プロジェクト方式技術協力の制度として協力できる範囲に注意し、今後の調査、協力を進めていくことが重要である。

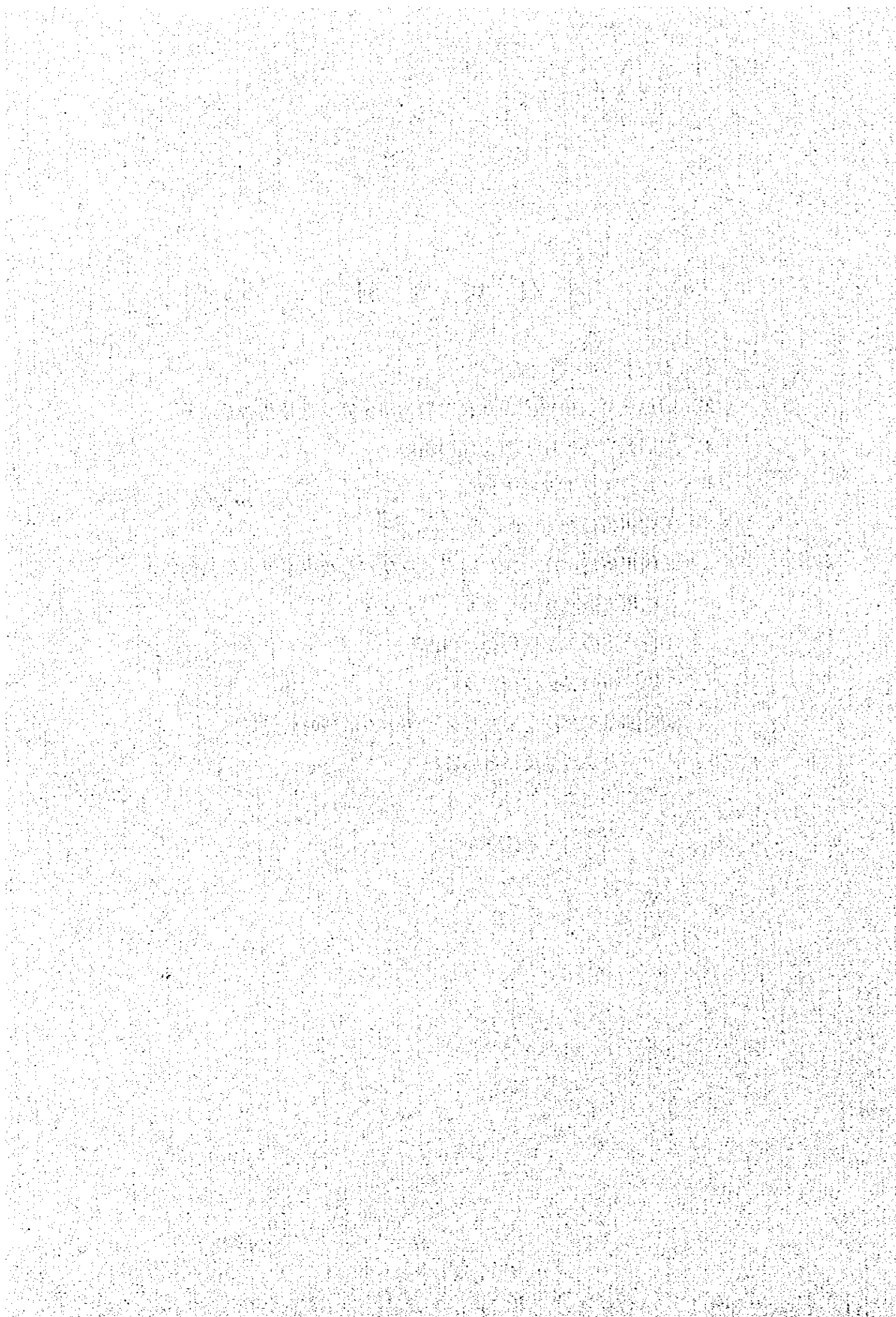
16. 提言

- (1) プロジェクトの名称「中国末端農業技術普及サービス体系建設計画」を「中国農業技術普及システム改善計画（仮称）」に変更する。
- (2) 国－省－市－県－郷・鎮－村を通ずる農業技術普及の体系モデルの構築、提示（普及活動や研修等のあり方を含む）を狙いとする。このため特に重点指導地域を設定する。
- (3) 国の農業技術普及サービスセンターには、アドバイザー的役割も果たしうる専門家を配置し、中国側が実施しつつある全国的な農業技術普及体系の整備充実と本プロジェクトとの関係、役割を明確化しつつ、効果的に推進されるよう配慮する。
- (4) 中国政府農業部を通じ、特に本プロジェクト実施省等については、農業技術普及ステーション分立体制（旧体制）から農業技術普及センター総合体制（新体制）への統合整備の早期完全移行実現を優先要件として要請する。
- (5) プロジェクトの全体規模の関係から、モデルの構築は1つの省とし、具体的な活動拠点もできる限り限定して、効率的に進める。具体的には、四川省、自貢市、綿竹市、射洪県及び各市県の郷・鎮1カ所、また郷・鎮のそれぞれに2村を設定することが適当であろう。
- (6) 本プロジェクトでは、特に国、省、市、県、郷・鎮、村の各段階におけるカウンターパートの活動が重要である。このため、その選任に当たっては、各実施機関と十分協議の上、決定することが望ましい。
- (7) 派遣専門家は、各段階ごとの普及計画を踏まえ、省都をプロジェクトサイトとして、集合研修、巡回指導、実証調査等により、実践的に普及活動の充実強化、方法の改善等を支援する。
- (8) 国、省、市の各段階における農業科学の研究開発や教育との連携体制を強化し、成果の効果的普及を図る。また、畜産や水産のように普及体系を異にする分野で、農家段階では総合的に取扱われることが望ましい分野についても連携を一層強化する。

- (9) 実施協議調査団の派遣前に、上記事項等の一層の具体化と問題の確認のため、長期調査員を派遣することが肝要である。

付 属 資 料

1. ミニッツ
2. 関連法令（中華人民共和国農業法・同農業技術普及法）
3. 中国政府各省庁と農業部の組織
4. プロジェクトサイト概況
 - ①四川省農業概況
 - ②四川省農業庁の主な職責等及び省普及センター組織図
 - ③四川省農業技術普及サービスシステム
 - ④自貢市の農業技術普及概況
 - ⑤綿竹市の農業技術普及概況
 - ⑥射洪県農業技術サービスシステム構築の概況
5. 技術協力要請書及び追加資料



付属資料1. ミニッツ

中華人民共和国
末端農業技術普及サービス体系建設計画（仮称）
事前調査に関する覚書

日本国政府は、中華人民共和国政府（以下「中国政府」という）の要請を受け、国際協力事業団（以下「JICA」という）を通じて、田口俊郎氏を団長とする本計画事前調査団（以下「調査団」という）を、1996年11月4日から11月16日まで中華人民共和国に派遣した。

この間調査団は、プロジェクトの要請内容、実施体制の確認を中心に現地調査を行うとともに、中国政府関係者と本プロジェクトの実施に向けての必要な事項について、協議を行った。

本覚書をそれぞれの自国政府に報告することを確認するものであり、等しく正文である日本語、中国語による2通を作成した。

北京市 1996年11月15日

田口俊郎 甘坐富

田口 俊郎
日本国
国際協力事業団
事前調査団団長

甘 坐富
中華人民共和国
農業部
国際合作司副司長

楊

日本側調査・協議参加者

日本国事前調査団

田口 俊郎 (団長)

井原 昭彦 (協力企画)

木村 一栄 (普及)

鳥取部 勉 (研修)

三嶋 英一 (技術協力)

花崗 遜 (通訳)

全国農業改良普及協会会長

農林水産省経済局国際部技術協力課海外技術協力官

農林水産省農産園芸局普及教育課普及指導官

農林水産省農産園芸局普及教育課青年農業者対策室
活動促進係長

国際協力事業団農業開発協力部農業技術協力課

日本国際協力センター

国際協力事業団中華人民共和国事務所

美馬 巨人

次長

三嶋 英一

花崗 遜

中国側調査・協議参加者

国家科学技術委員会

葉冬柏 国家科学技術委員会国際合作司日本処処長
封兆良 国家科学技術委員会国際合作司日本処

農業部

張延喜 農業部副部長
劉從夢 農業部国際合作司司長
甘坐富 農業部国際合作司副司長
王維琴 農業部国際合作司副処長
向虎 農業部国際合作司プロジェクト官員
劉松林 農業部全国農業技術普及サービスセンター主任
許維升 農業部全国農業技術普及サービスセンター副主任
聶園 農業部全国農業技術普及サービスセンター外経外事処処長
楊普云 農業部全国農業技術普及サービスセンター外経外事処副処長

遼寧省

王鑒成 遼寧省農業庁副庁長
李中華 遼寧省農業庁外事外経処亞洲部部長
範超 遼寧省農業庁外事外経処プロジェクト職員
李樹泉 遼寧省農業技術普及総ステーションステーション長
曹守園 遼寧省營口市農業局副局長
張德遠 遼寧省大石橋市委副書記
李維先 遼寧省大石橋市農委副主任
趙鳳挙 遼寧省大石橋市農業局局長
張世通 遼寧省大石橋市農業局副局長
李中武 遼寧省大石橋市農業局農業科長
沈元太 遼寧省大石橋市農業技術普及センター主任
陳萬福 遼寧省大石橋市水源鎮人民政府副鎮長
田万一 遼寧省大石橋市水源鎮農業技術普及ステーションステーション長
史宗權 遼寧省大石橋市水源鎮農業技術普及ステーション副ステーション長
班顯振 遼寧省大石橋市水源鎮群力村農民技術員
修忠志 遼寧省大石橋市水源鎮樟子村農民技術員
許鳳柱 遼寧省阜新県農牧業局局長
黄宝浩 遼寧省阜新市農牧業局副局長
王玉宝 遼寧省阜新市農牧業局外経貿科副科長




張彪	遼寧省阜新市農業技術普及ステーションステーション長
白義鳳	遼寧省阜新蒙古族自治県人民政府副県長
劉江義	遼寧省阜新蒙古族自治県農牧業局副局長 兼農業技術普及センターセンター長
劉家裕	遼寧省沈陽市農業局副局長
劉忠義	遼寧省沈陽市農業局経貿外処処長
徐玉佩	遼寧省沈陽市農業技術普及ステーションステーション長
張長海	遼寧省沈陽市東陵区人民政府副区長
唐紹遠	遼寧省沈陽市東陵区農林局副局長
榮惠林	遼寧省沈陽市東陵区農業技術普及センター主任

四川省

敬正書	四川省人民政府副省長
陳信遠	四川省人民政府副秘書長
文正經	四川省農業庁庁長
劉鍵	四川省農業庁副庁長
萬應泉	四川省農業庁外事弁公室主任
曾祥貴	四川省農業庁外事弁公室副主任
向華慶	四川省農業庁プロジェクト職員
張小強	四川省農業庁国際合作処
馬繼良	四川省農業庁農業技術普及総ステーションステーション長
林榮壽	四川省農業庁植保ステーションステーション長
王東洲	四川省自貢市人民政府市長
程一爽	四川省自貢市人民政府副市長
楊文中	四川省自貢市人民政府副秘書長
蕭戒非	四川省自貢市人民政府外事弁公室副主任
吳定權	四川省自貢市人民政府外事弁公室副主任
李清林	四川省自貢市農業局局長
倪躍松	四川省自貢市農業局副局長 兼市農業技術普及センター主任
陳太古	四川省自貢市農業局農業技術普及センタープロジェクト担当
蔣平興	四川省自貢市財政局副局長
王玉光	四川省自貢市農業技術普及ステーションステーション長
王世榮	四川省自貢市種子管理ステーション副ステーション長
鄭明榮	四川省自貢市農業局科教科長
王大均	四川省自貢市經濟作物ステーションステーション長

鴨



代相才	四川省自貢市農業廣播電視學校副校長
余繼倫	四川省自貢市土壤肥料ステーション副ステーション長
黃考樹	四川省自貢市大安区農業局局長
楊大鳴	四川省自貢市大安区大山鋪鎮鎮長
陳位和	四川省自貢市大安区大山鋪鎮副鎮長
王昊	四川省自貢市大安区大山鋪鎮農業技術普及ステーションステーション長
陳永亮	四川省鄧井開鎮農業技術普及ステーションステーション長
王通才	四川省綿竹市委書記
王明德	四川省綿竹市人民政府市長
譚發忠	四川省綿竹市人民政府副市長
黃德華	四川省綿竹市人民政府外事弁公室主任
劉俊	四川省綿竹市人民政府外事弁公室通訳
蔣子林	四川省中共綿竹市委副書記
周毅	四川省綿竹市農業技術普及センター主任
官建國	四川省綿竹市農業技術普及センター副主任
王德生	四川省綿竹市農業技術普及センター植保ステーションステーション長
羅清貴	四川省綿竹市新市鎮黨委書記
羅應光	四川省綿竹市新市鎮人民政府鎮長
李興海	四川省綿竹市新市農業技術普及ステーションステーション長
何卓清	四川省綿竹市新市花園村5組農民

楊國

別添

末端農業技術普及サービス体系建設計画（仮称）

事前調査に関する覚書

調査団と中国側は協議の結果、下記の通り確認又は合意に至った。

1 要請の背景

人口の増大に伴う食料消費の増加のため、中国政府は食料生産能力の拡大を国家の最重要課題として計画している。そのため適正農業技術の普及は極めて重要となっている。中国政府も中国独自の農業技術普及を進めており、ある程度効果をもたらしているが、全体的に見ると農業技術の普及が十分でなく、普及の基礎理論、普及システム管理、具体的な普及方法等に関する国外からの技術移転を図り、農業生産能力の向上に資する事を望んでいた。

2 プロジェクトの目的

上位目標は、国、省、市、県、郷・鎮、村を通ずる農業技術普及システムを整備充実するとともにその機能の発揮（普及活動等）を通じて、農業生産の増大に寄与することである。

また、プロジェクトの目的は、上位目標達成の一環として、日本の実施するプロジェクト方式技術協力のスキームを効果的に適用して具体的普及モデルを育成し、その波及効果を期待することである。

（注：普及システムとは、上記国、省、市、県、郷・鎮、村を通ずる行政の指導経路と普及の指導経路、その各レベルにおける相互関係、そして研究、教育などとの相互連携関係の三重構造を示す。）

3 プロジェクト名称

本プロジェクトの名称を「中華人民共和国農業技術普及システム改善計画（仮称）」と変更する。

4 プロジェクト実施体制

4.1 プロジェクトの実施機関

四川省におけるプロジェクトの実施の中心（プロジェクトサイト）を四川省農業技術普及センターとし、現地における活動拠点を重点指導地域を含む自贡市、綿竹市及び射洪県農業技術普及センターとする。日本側専門家は四川省農業技術普及センターにおく。

全国農業技術普及サービスセンターには普及制度・管理担当専門家をおく。



4.2 プロジェクトの実施場所

プロジェクトの実施場所としては、北京市、四川省成都市、四川省自貢市、四川省綿竹市及び四川省射洪県とする。

5 プロジェクト方式技術協力の基本計画

5.1 重点指導地域（仮称）の設定等

協力の効果を高めるため、実践活動により普及モデルを育成し、その普及拡大を図ることとし、市、県、郷、村レベルに重点指導地域（仮称）を設定し、農業技術普及上の問題点や課題を明確化するとともに巡回指導や計画活動等により指導を強化する。なお、重点指導地域及び問題項目等は長期調査等により具体化させる。

5.2 プロジェクト活動分野

次の分野について実施することとし、具体的には長期調査等によりその詳細を明らかにする。

- 普及制度・管理（管理には人事問題を除き、評価を含む）
普及活動の効果的効率的実施のための関係各レベルの基本方策等。
- 普及計画
関係各レベルの年度計画及び中期計画の策定等。
- 普及方法
普及の成果を高めるための具体的な方法の改善等。
- 研修体系
普及員（農民技術員を含む）及びモデル農家（技術展示等をしている農家）等への研修を効果的にするためのカリキュラムの作成等。
- 普及情報
啓発資料の作成、普及関係情報の整備等。

5.3 日本側の取るべき措置

5.3.1 専門家派遣

上記活動に必要な、長期専門家（チームリーダー、業務調整を含む）、短期専門家を派遣する。なお専門家には、普及制度と管理を担当するアドバイザー的専門家を含む。また、長期専門家は複数分野を担当することもある。

5.3.2 研修員受入

上記活動に関連する中国側研修員を日本へ受け入れる。

5.3.3 機材の供与

上記活動を効果的に実施するため必要度、緊急度に応じた機材を供与する。なお、機材の種類によっては拠点整備を考える。



楊

5.4 中国側の取るべき措置

5.4.1カウンターパート

上記活動に関連するカウンターパートを国、省、市、県、郷・鎮、村の各農業技術普及センター又はステーション毎に経験豊かな適格者を任命する。必要な人数については更に長期調査等により具体化する。なお、カウンターパートは上記活動に専任として従事することとし、兼任にする場合は事前に日本側と協議すること。

また、カウンターパート以外にも、日本語通訳など上記活動に必要な人員を配置する。

5.4.2機材

日本側より供与される機材以外で、本計画の実施に必要な機械、機材、器具、車両、工具、予備部品及びその他の必要な物品の供給及び更新。

5.4.3予算

上記活動に必要な以下に述べる経費を用意する。

- 日本側より供与される機材の中国国内の輸送に必要な経費、設置費、操作及び維持費、及び更新費。
- 日本側より供与される機材に対する中国国内で課せられる関税、国内税及びその他の課徴金。
- プロジェクトの実施に必要な運営費。

6 その他

- 本計画は日本側から中国側への技術の移転が目的であり、プロジェクトを実施する主体は中国側であること、よって日本側専門家の役割は中国側カウンターパートに対する指導・助言であること。
- 本計画の基本は、人材の育成をめざすことから、活動の一貫性、継続性が特に重要であり、重点指導地域関係機関の意欲的取組みが求められるものであること。
- プロジェクトを効果的に進めるためには道路事情、センター設立等中国側により進められつつあるインフラ整備が重要であること。
- 本プロジェクトの実施に際して必要な事項を更に調査するため、長期調査員を日本側より派遣すること。

場



付属資料 2. 関連法令

① 中華人民共和国農業法

中華人民共和国主席令

第6号

「中華人民共和国農業法」を中華人民共和国第8回全国人民代表大会常務委員会第2次会議において、1993年7月2日に議決され、ここに公布する。

公布日より発効する。

中華人民共和国主席

江澤民

1993年7月2日

中華人民共和國農業法

1993年7月2日第8回全國人民代表大會

常務委員會第2次會議議決

第一章 總則

第一條

農業が國民經濟の中で基礎的地位にあることを保障し、農村の社會主義市場經濟を發展させ、農業生産經營組織と農業労働者の合法的な權益を維持し、農業の持続的な安定した調和のある發展を促進するために、本法を制定する。

第二條

國家は、農業の基礎的發展が國民經濟の方針であることを堅持し、農業の安定した發展を保障する措置をとる。

農業發展の基本目標は：

農村の社會主義市場經濟の發展に努力する。農村の生産力を解放し發展させることを進める。農村の労働力、土地と各種資源を開発し、利用する。農産品の有効な供給力を増加させる。國民の生活と社會經濟發展の需要を満足させる。生産的基礎の發展の上に、農業労働者の収入を増加させ、生活水準を高める。裕福な文明の新農村を建設し、農業の現代化の實現を推進する。

本法で農業とは、栽培業、林業、牧畜業と漁業をいう。本法で、農業生産經營組織とは、農業集團經濟組織、國營農業企業と、その他の農業企業を指す。

第三條

農村と都市近郊の土地で、法律で規定された國家所有、即ち全國國民所有の土地以外は、集團所有の土地である。

森林、山岳、草原、荒地、河川と流域等の自然資源は、國家の所有である。ただし、法律で規定された集團所有の森林、山岳、草原、荒地と河川流域を除く。

第四條

國有地と集團所有地の使用權は法律によって、他に移轉することが出来る。いずれの組織あるいは個人も、無断で侵入、占拠、売買、あるいは、その他の方法で不法に土地を移轉できない。

各レベルの人民政府は、土地を大切に合理的に利用し、耕地を確実に保護する。不法に耕地を占有、濫用する行為を禁止する。

第五條

農村では、社會主義公有制經濟を主とし、各種類の經濟を共に發展させ、農村經濟を振興

させる。

第六条

国家は、農村家庭の共同生産機構を主とする責任制を安定させ、統一と分散を総合化し、二層経営システムを完備させ、社会化サービス・システムを発展させる。集団経済の実力を拡大させ、農民を共同で裕福な道に導く。

第七条

国家は、科学技術の進歩と、教育の発展により、農業を振興させる。

第八条

国家は、水利と農業生産資材工業を発展させ、農業生産の安定増加による物質的な保障を提供する。

第九条

国家は、農業発展に著しい実績のある機関と個人を奨励する。

第十条

各レベルの人民政府は、農業活動を重要な地位に位置づけなければならない。各関係部門と全社会が農業を支持することに責任を持つ。農業発展と農業サービス発展の各活動を確実に進行。国务院の農業主管機関は、それぞれの職責に基づいて、全国農業活動に責任を負う。国务院の他の関係機関は、それぞれの職務範囲内において、全国の農業生産経営サービスに関係ある活動に責任を負う。県レベル以上の人民政府農業主管機関は、それぞれの職務に基づいて、各行政地域内の農業に関する活動に責任を負う。県レベル以上の地方人民政府と、その他の関係機関は、それぞれの職務範囲に基づいて、各行政地域内の農業生産経営サービスに関する活動に責任を負う。

第二章 農業生産経営システム

第十一条

集団所有の土地は、法律に基づいて、村の農民集団所有に属する。その土地は、村の農業集団経済組織、あるいは村民委員会が経営管理する。すでに郷・鎮農民集団経済組織が所有している土地は、郷・鎮農民集団所有とすることができる。

村の農民集団所有の土地で、村の二つ以上の農業集団経済組織にそれぞれ所有されたものは、その農業集団経済組織の農民集団所有とすることができる。

第十二条

集団所有の土地、あるいは国家所有で農業集団経済組織に使用されている土地、山岳、草原、荒地、河川流域、水面は、個人、あるいは集団が請負い、農業生産を行う。国有と集団所有の植林が可能な荒山と荒地は、個人、あるいは集団が請負いによって造林する。個人、

あるいは集団の請負経営権は法律によって保護され、請負元と請負先は農業請負契約を結び、両者の権利と義務を履行する。

第十三条

農業請負契約に特に定める場合以外において、請負先は、生産経営決定権と商品処分権と収益権を有する。同時に、契約に定められた義務を履行しなければならない。請負先は、植林可能な荒山、荒地に造林することを請負う場合、森林法の規定に準拠する必要がある。

請負期間中、請負元の同意を得て、請負先は、請負った土地、山岳、草原、荒地、河川流域、水面を再請負することができ、農業請負契約の権利と義務を第三者に譲渡できる。

請負期間満了後、請負先は請負った土地、山岳、草原、荒地、河川流域、水面について優先的な請負権を有する。

請負人が、請負期間中に死亡した場合は、請負人の跡継ぎが引き続き請負うことができる。

第十四条

農業集団経済組織、あるいは農民委員会は、土地、山岳、草原、荒地、河川流域、水面を請負った個人、あるいは集団に生産サービスを提供する。

第十五条

国家は、個人、あるいは集団が荒山、荒地、荒れた河川流域を請負い開発整備することを奨励し、請負先の合法的な権益を保護する。

第十六条

農民は、法律に基づいて税金を納め、村集団の留保金と、郷の統一予備金にも納付し、農村の義務的作業と集団労働作業を行う。

第十七条

国家は、農民と農業生産経営組織の合法的な財産が侵されないように保護する。

第十八条

すべての機関は、公務のために、農民、あるいは農業生産経営組織から費用を徴収する場合は、必ず法律、法規、国務院から授権された機関の決定、あるいは、省レベルの人民政府が定めた規定に基づいて行う必要がある。省レベルの人民政府が定めた規定は、必ず国務院に報告・届け出を行う必要がある。徴収の範囲と基準を公示し、状況により、必要な検査、監督を行う。法律、法規、国務院から授権された機関の決定、あるいは省レベル人民政府の根拠規定がない場合、農民と農業生産経営組織は、すべての機関が公的に徴収しようとするものに対し、これを拒否することができる。

すべての機関は、農民、あるいは農業生産経営組織に対する処罰、罰金は必ず法律、法規の規定に基づいて行わなければならない。法律、法規の根拠がない場合は、農民、あるいは農業生産経営組織は、いずれの機関が処罰あるいは罰金を科そうとすることも拒否すること

ができる。

いずれの機関、組織も、あらゆる方式によって、農民、あるいは農業生産経営組織に強制することはできない。法律、法規に定められた以外に、いずれの機関、組織も、あらゆる方式によって、農民、あるいは農業生産経営組織に労力、財力、物力の提供を要求することは強制にあたる。農民と農業生産経営組織は、あらゆる方式の強制を拒否する権利を有する。

第十九条

農民、あるいは農業生産経営組織から、資金を徴収する場合は、自発的同意の原則に基づく。強制的な徴収を行ってはならない。いずれの機関、組織とも、農民、あるいは農業生産経営組織から強制的に徴収しようとする場合、農民と農業生産経営組織は、これを拒否する権利を有する。

第二十条

国家は、農業集団経済組織とその他の関係組織が各方式の農業生産過程での前、中、後段階での社会的サービス事業を進める。財政、金融、科学技術、物資等の担当機関は、農業生産の社会的サービス事業に支持をあたえる。

第三章 農業生産

第二十一条

国家は、資金、農業生産資材、技術、市場情報等の方面から、農業生産経営組織と農業労働者が農業生産発展させる措置をとる。

第二十二条

国家は、農業生産経営組織と農業労働者が市場の需要に基づいて、農業生産構造を調整し、食糧、綿の生産を安定増産しつつ、栽培業、林業、牧畜業と農業を全面的に発展させる。高生産、高品質、高収益の農業を発展させる。

国家は、商品食糧、商品綿等の生産基地を計画的に建設する。

第二十三条

各レベルの人民政府は、農業総合開発企画を策定し、農業を幅広く、深く開発し、実施させる。

第二十四条

各レベルの人民政府は農業生産集団組織は、郷・鎮企業を発展させ、第三次産業を発展させ、農業の発展を支援し、余剰労働力を移転させる措置をとる。

第二十五条

各レベルの人民政府は農業生産集団組織は、企画を策定し、農地の水利と保護林の建設を行い、旱魃、冠水においても、食糧生産を確保しうる農地面積の安定的増加をはかる措置をとる。

第二十六条

各レベルの人民政府と農業生産経営組織は、農地水利施設の管理制度を構築し管理する。節水型の灌漑施設を発展させ、非農業建設によって灌漑水源が不法に使用されることを厳重に阻止する。

いずれの組織、あるいは個人も農地水利施設を不法に占用したり、破壊することは禁止する。

第二十七条

国家は、農業生産経営組織と農業労働者が先進的な適切な農業機械を使用し、農業機械の使用レベルを高くすることを勧奨し、支援する。

第二十八条

国家は、食糧の加工と総合開発利用し、食糧の付加価値を増加させ、国民の食物栄養構造を改善することを勧奨し、支援する。

第二十九条

各レベルの人民政府は、農業災害の防御能力向上の措置をとる。防災、防御、救助を確実にを行い、被災民の生産復旧を支援し、共同救済を行い、生活の保障のない難民に、自給自立救済を組織し、救済と補助を提供する。

国家は、貧困地域を補助し、経済開発を支援し、経済発展環境を改善する。

第三十条

各レベルの人民政府は、農業のための、気象観測活動の発展を支援し、災害に対する気象予報レベルを高める。

第三十一条

国家は、農業に対する保険事業の発展を勧奨し、支援する。

農業保険は、自主的原則を堅持する。いずれの組織と個人も、農業労働者と農業生産経営組織を農業保険に強制して加入させてはならない。

第三十二条

国家は、動物、植物、防疫、検疫制度を実施する。いずれの組織と個人も関係動植物、防疫、検疫の法律と行政法規を守らなければならない。

第三十三条

国家は、マクロ経済コントロールにより、化学肥料、農薬、農業用ビニール、農業機材、農業用燃料等の農業生産主要資材と、農産品との間の価格関係を合理的に維持する。

第三十四条

各レベルの人民政府と農業生産経営組織は、農業、家畜用薬品、農業機械等、人間と家畜の安全に害をもたらす可能性のある農業生産資材に対して、安全使用制度を構築し、完備させる。農業労働者の安全生産に関する教育を行う。

農業、家畜用薬品、化学肥料、農業用種子、農業機械、農業用ビニール、その他の農業用生産資材の生産者と販売者は、自己の生産、販売商品の品質に対し責任を負う。不良品、偽物、非合格商品を偽って販売することを禁止する。国家が廃棄命令を出した農業、家畜用薬品、農業機械等の農業生産資材の生産を禁止する。

第四章 農産品の流通

第三十五条

農産品の売買は、徐々に市場調整を行う。国家は、国の民生に関する重要な農産品の売買活動に対し、必要なマクロ経済コントロールを行う。

国務院と、国務院から授権された省、自治区、直轄市人民政府は、国の民生に関する重要な農産物に関係する経営組織に購買を委託することができる。委託購買の農産品の品目と数は、国務院、あるいは国務院から授権された省、自治区、直轄市人民政府が規定する。

国務院は、必要な時に応じて、特定の農産品の委託購買価格を規定する。

第三十六条

国家は、食糧等国の民生に関する重要な農産品の保障価格による購買制度を実施し、リスク基金を設ける。

国家は、食糧等国の民生に関する重要農産品の中央と地方の各レベルの貯蔵調整制度を実施し、貯蔵基金を設け、貯蔵用倉庫運用システムを構築し、管理する。供給を保障し、市場を安定させる。

第三十七条

国有商業組織と、流通組織等集団商業組織は、総合貯蔵施設の建設を強化し、市場情報を提供し、購買活動を改善する。農民の農産品販売の支援を行う。

国家は、農民が種々の農産品流通活動を行うことを勧奨し、支援する。農業生産経営組織と農業労働者は、国の関係規定に基づき、農産品の購買、加工、卸売り、運送、小売り活動を行うことができる。

第三十八条

国家は、企業と個人が法律に基づいて、地域、あるいは業種をまたがる農産品の生産、加工、売買の経営活動を勧奨し、支援する。

第三十九条

国家は、農産品交易市场と農産品の卸売り市場の設立と発展を支援する。

農産品卸売り市場は、取引制度を構築すべきである。農産品卸売り市場の管理者は、農産品卸売り市場の取引に参画してはならない。

第四十条

条件をそろえた農業生産経営組織と、その他の経済組織は、国务院の規定に基づいて対外貿易経営権を申請し、許可された場合、農産品貿易を行うことができる。

第四十一条

県レベル以上の人民政府は、財政、金融、食糧、流通等の関係機関と団体を組織し、農産品購入資金を適時に手当てし、いずれの機関、あるいは個人も、これらの資金を流用してはならない。

農産品の購入組織は、かならず購入する時に売り手の農業生産経営組織、あるいは農民に購入価格による代金を支払う。

農産品の購入組織は、農産品を購入する場合、不当に廉価で購入してはならない。支払いの代金の中から、他の費用を徴収してはならない。法律、行政規則に定められた現金払い以外の支払い方法は、その法律と行政規則の規定に準じて行われる。

第五章 農業投資

第四十二条

国家は、徐々に農業、工業の全体レベルを高める。国家財政における、毎年の農業に対する総投資の増加分は通常歳入の増加分より高く計画する。

国家は、農業における、外資利用の拡大を促進する措置をとる。

第四十三条

県レベル以上の各人民政府は、国家の関連規定に基づいて、農業発展、育林、水利等の特別建設基金を設ける。

第四十四条

国家は、税収、価格、借款等の手段を使い、農業生産経営組織と農業労働者が農業投資を増加させることを勧奨、支援する。

国家は、農業生産経営組織と農業労働者が自発的に種々の方式を用いて、農業資金の手当てをすることを勧奨、支援する。

第四十五条

国家は、農業への投資を以下のインフラ施設の整備と建設に使用する。

大河川、湖沼の治水の主幹工事、洪水防御、冠水治水、灌漑用水等の大型水利工事。

農業生産と農産品流通に関する重点的基礎インフラ施設。商品食糧、綿生産基地、用材林生産基地、保護林、農業教育、農業科学研究、技術普及と気象インフラ等。

農業の生産投資と農地水利等のインフラ建設は、農業生産経営組織と農業労働者が資金と労働を投入する。国はこれを補助する。

第四十六条

国家は、税収、借款等の手段により、農業生産資材工業を発展させ、化学肥料、農薬、家畜用薬品、農業ビニールと農業機械等の農業生産資材の需要に対応できるよう奨励し、支援する。

第四十七条

各レベルの人民政府は、国家農業資金の使用管理を強化し、農業集団生産組織が集団資金を合理的に使用するように指導する。

いずれの組織も各レベルの人民政府から農業への資金と銀行からの農業用借款を流用してはならない。

第六章 農業科学技術と農業教育

第四十八条

各レベルの人民政府は、農業科学技術の費用と農業教育用の費用を徐々に増加させ、農業科学技術と教育を発展させる。

国家は、集団経済組織、国営企業、団体とその他の民間団体により、農業科学技術と教育が行われることを奨励し、支援する。

国务院関連機関は、農業科学技術基礎研究、応用研究と先進技術研究を全般的に計画し、重点項目の総合的な対策のための組織を作り、国際農業科学技術の協力と交流を促進する。

第四十九条

国家は、農村において、義務教育を実施し、農業職業教育を発展させ、農業労働者の文化、技術レベルを向上させる。

第五十条

国家は、農業技術普及事業を支援し、先進的な農業技術を農業生産へ応用することを促進する。

農業技術普及機関は、農業科学研究教育機関と協力し、先進的な農業技術の普及を促進する。

第五十一条

農業技術普及機関、農業科学研究機関と関連教育機関の中の農業サービス企業に対し、国家は、税収、借款等の方法によって、優遇政策をとる。

第五十二条

各レベルの人民政府は、農業科学技術教育と農業技術普及の職員チームを強化する措置をとる。農業技術普及に従事する専門技術者に対し、仕事と生活条件等の待遇を保障し、改善する。国家の規定により、補助金を支給し、農業に従事することを奨励する。

第五十三条

国家は、農民が先進的な農業技術を採用することを奨励し、農民による各種の科学技術組織の設立を支援する。

第七章 農業資源と農業環境保護

第五十四条

農業を発展させるには、資源を合理的に活用し、生態環境を保護し改善すべきである。

各レベルの人民政府は、農業資源の活用計画、農業環境保護の計画と農村エネルギー開発計画を策定し、農業生態環境整備を行う。

第五十五条

県以上の各レベルの地方人民政府は、基本農地保護区を計画し、基本農地保護区内の農地を特別に保護する。具体的な方法は、国務院が規定する。

県以上の各レベルの人民政府は、荒山、荒地、河川流域の開発と整備を強化する措置をとる。

農業生産経営組織と農業労働者は、土地を保護し、合理的に化学肥料、農薬を使用し、有機肥料の利用を増加させる。地力を高め、土地の汚染、侵食と地力の衰弱を防止する。

第五十六条

国家は、土木水利工事について、全面的に企画し、総合的に防御し、地元の条件に合致した対策を策定し、管理を強化し、実益を考慮する方針をとる。各レベルの人民政府は、小流域の整備を強化し、風砂の被害を検証し、土水の流出と土地の砂漠化を防止し、整備改善する。

森林伐採による農地造成、焼き山による農地開発、湖の農地転化、および国家が規制している斜面地の開発を禁止する。

第五十七条

国家は、全国に植林義務制を実施する。各レベルの人民政府は、国民を組織し、植林、造林、森林火災の防止、森林病虫害の駆除、林地保護、森林乱伐と盗伐を禁止し、森林の被覆率を高める。

第五十八条

国家は、水、森林、草原、野生動植物等の自然資源を合理化に利用し、保護する。その汚染と破壊を防止する。

第八章 法律責任

第五十九条

本法の第十八条、第十九条の規定に違反して、農民、あるいは農業生産経営組織から徴収、罰金、その他の名目での徴収、あるいは調整資金を収集した者に対しては、上部機関がこれを阻止し、その結果を公告する。すでに徴収した金銭、あるいはすでに使用した人力、物力に対しては、上部機関は、違反した機関に対し、期限期間内に、徴収した金銭を返却し、使用した人力、物力については、金銭に換算した額を返却することを命令する。悪質なものに対しては、上部機関、あるいは所属する組織が、直接責任者の行政処分を行う。

第六十条

本法第四十一条第一項、第四十七条第二項の規定に違反し、農産品の購入資金を非農産品購入目的に流用した場合、あるいは、各レベルの人民政府からの農業資金を非農業用に流用した場合、あるいは、銀行の農業用借款を非農業用に流用した場合は、上部機関は違反した組織に対し、一定の期間内に流用した資金を返還することを命令する。悪質なものに対しては、上部機関、あるいは所属する機関が、直接責任者の行政処分を行う。

第六十一条

本法第四条の規定に違反し、土地を売買し、あるいは、その他の方法で不法に移転し、占用した場合は、土地管理法の規定に基づいて、法的責任を追求する。

第六十二条

本法第三十四条第二項の規定に違反し、偽農業、偽家畜用薬品、偽化学肥料を生産した者、あるいは偽物と知りながら販売した者、あるいは有効期間が切れた農業、家畜用薬品、化学肥料、種子を販売した者、不合格の農業、家畜用薬品、化学肥料、種子を合格品と偽って生産、販売した者に対しては、生産、販売停止を命令し、違法な生産、販売製品と所得を没収し、また、違法所得に対して、その額1～5倍までの罰金を科す。また、営業免許を取消す。犯罪となるものには刑事罰を科す。

前項に規定された行政処罰は、法律、行政規則を制定する機関により決定される。

第六十三条

本法の規定に違反し、農業生産経営組織、あるいは、農業労働者の合法的な権益を侵害し、損失、損害をもたらした者に対しては、法律に基づいて、民事賠償責任を追求する。

第六十四条

本法の規定に違反した者を、法律に基づき行政処分する場合、本法内に規定がない場合は、関連法律、法規の規定に基づいて実行する。

第六十五条

本法に規定に違反した者を、法律に基づいて刑事責任を問う場合、法律の規定に基づいて刑事責任を追及する。

第九章 付則

第六十六条

本法は、公布の日より発効する。

② 中華人民共和国農業技術普及法

2 - (2)

中華人民共和国主席令

第5号

「中華人民共和国農業技術普及法」を中華人民共和国第八回全国人民代表大会常務委員会第2次会議において、1993年7月2日に議決され、ここに公布する。

公布日より発効する。

中華人民共和国主席

江澤民

1993年7月2日

中華人民共和國農業技術普及法
1993年7月2日第8回全國人民代表大會
常務委員會第2次會議議決

第一章 總則

第一條

農業技術の普及活動を強化し、農業の科学研究成果と、実用技術を迅速に農業生産に応用し、農業發展を保障し、農業の現代化を実現するために、本法を制定する。

第二條

本法で農業技術と称するものは、栽培業、林業、畜産業、漁業の分野に応用する科学成果と応用技術である。その中には、優良品種の育成・繁殖、施肥、病虫害の予防と治療、栽培と養殖技術、農産品の加工、新鮮保存、運搬技術、農業機械技術と農業用航空技術、農地水利、土壤改良、および水土保持技術、農村給水、エネルギー利用と環境保全技術、農業気象技術、および農業経営管理技術等を含む。

本法で、農業技術普及と称するのは、実験、パイロット規模の試験、研修、指導、およびコンサルティングサービス等により、農業技術を農業生産の前・中・後の全段階に普及応用することを指す。

第三條

国は、科学技術の進歩と教育の發展により、農村經濟を振興し、農業技術の普及と応用を促進し、高生産、良質、高収益の農業を發展させる。

第四條

農業技術の普及は以下の原則に基づいて行なう。

- (一) 農業の發展に有利であること。
- (二) 農業労働者の有志を尊重すること。
- (三) 現場の条件に適した方法で、実験、パイロット試験を行なうこと。
- (四) 国と農村集団經濟組織が支援すること。
- (五) 科学研究機関、関係教育機関、普及機関と民間科学技術組織、農業技術者、農業労働者が互いに協力すること。
- (六) 農業生活の經濟的利益、社会的利益と生態的利益を追求すること。

第五條

国は、科学技術者が、農業技術の開発・普及・応用へ参加することを奨励・支持する。農業労働者と経営組織が、先進的な農業技術を応用することは奨励・支持される。

第六條

国は、外国の先進的な農業技術の導入を進め、農業技術普及の国際協力と交流を促進する。

第七條

各人民政府は、農業技術の普及活動への指導に努力すべきであり、関係部門と機関を組織し、農業技術普及事業の発展を促進する措置をとる。

第八條

農業技術普及の活動に貢献した機関と個人を奨励する。

第九條

国务院の農業、林業、畜産業、水産、水利等の行政主管機関（以下「農業技術普及行政主管機関」と称する。）は、それぞれの職責に基づき、全国の範囲内で農業技術の普及業務活動を担当する。県レベル以上の各地方人民政府の農業技術普及行政主管機関は、同レベルの人民政府の指導のもとで、それぞれの職責に従い、本行政区域内の農業技術普及業務活動を担当する。各人民政府科学技術行政主管機関は、該当の農業技術活動を指導する。

第二章 農業技術普及システム

第十條

農業技術の普及は、農業技術普及機関と農業科学技術研究機関、関連教育機関、および民間団体、農民技術者が参加するシステムを構築する。

国は、購買販売協同組合、その他の企業、事業体、民間団体、および技術者は、農村に向いて農業技術の普及サービス活動を奨励・支持する。

第十一條

郷、民族郷、鎮以上の各レベルの国家農業技術普及機関の職責は以下の通りである。

- (一) 農業技術普及計画の策定に参画する。普及計画を実施する。
- (二) 農業技術の専門的な研修を実施する。
- (三) 農業科学技術と情報を提供する。
- (四) 普及のために選定された農業技術を試験、パイロット実験を実施する。
- (五) 下部の農業技術普及機関と民間農業技術サービス組織および農民技術者の普及活動を指導する。

第十二條

農業普及機関の専門科学技術者は、中等以上の専門学歴を必要とするか、あるいは、県レベル以上の人民政府関係部門が主催する専門技術試験、研修により相当の専門技術レベルを修得する必要がある。

第十三条

村の農業技術サービス組織と技術者は、農業普及機関の指導のもとで、農業科学の知識を宣伝し、技術施策を実行し、農業労働者に技術サービスを提供する。

農業科学技術の普及には、条件の整った農家を選択し、応用パイロット実験を行なう。

国は、農民技術者を研修する措置をとる。試験により農民技術者としての条件を備えた者には、関連規定に基づき、相当の技術証書を付与する。

村民委員会と農村経済組合は、村の農業技術普及サービス組織と農民技術者の活動を支援しなければならない。

第十四条

農場、林場、畜産場、漁場は、各々の現場での技術普及を行い、その他に社会に向けての農業技術サービスを行なう。

第十五条

農業科学研究機関と関連教育機関は、農村経済の発展の必要に応じ、農業技術開発と普及を行い、農業生産における先進的な技術の普及と応用を促進させる。

教育部門は、農村での農業技術普及に関する専門技術教育と農業技術研究を行い、農業技術普及員と農業労働者の技術的素質を高めなければならない。国は、農民集団経済組織、企業と事業機関と、その他の民間団体が行なう農村での農業技術教育活動を奨励・支持する。

農業科学研究機関と関係教育機関の農業技術普及につとめる科学技術者の職階を評定する場合には、かれらの農業技術普及活動の実績を審査の主な内容とすべきである。

第十六条

国は、農村の民間科学技術団体を発展させ、それらの団体の農業技術普及の役割を奨励・支持する。

第三章 農業技術の普及と応用

第十七条

農業技術の普及するには、その普及項目を策定し、重点的な項目を国と地方の科学技術発展計画に取り上げ、農業技術普及行政主管機関と科学技術行政主管機関が、それぞれの職務の基づき、協力して実施する。

第十八条

農業科学研究機関と関係教育機関は、農業生産において解決すべき技術問題を研究課題とし、その科学研究成果は農業技術普及機関により普及されるとともに、該当機関からも直接、農業労働者と農業生産経営組織へ普及できる。

第十九条

農業労働者へ普及する農業技術は、必ず普及対象地域での実験を行い、先進性と適用性が証明されたものでなければならない。

当該地域での先進性と適用性を実験し、証明していない農業技術を農業労働者に普及し、農業労働者に損失をもたらした者は、その民事賠償責任を負う。所属機関あるいは上級機関は、普及の責任者および直接担当者を行政処分することができる。

第二十条

農業労働者は、自発的に農業技術を応用する。

いずれの組織と個人も、農業労働者に農業技術を強制してはならない。農業労働者に、農業技術を強制し、農業労働者に損害をもたらした者は、その民事賠償責任を負う。所属機関あるいは上級機関は、普及の責任者および直接担当者を行政処分することができる。

第二十一条

県、郷の農業技術普及機関は、農業労働者の科学技術知識の学習を組織し、かれらの農業技術応用技術を高める。

農業労働者は、農業生産に応用する先進的な農業技術については、関係部門が技術研修、資金、物資と販売等の面から助成すべきである。

国は、農業労働者が農業技術普及活動に参加することを支持する。

第二十二条

国の農業技術普及機関が、農業労働者に農業技術を普及する際には、本条の以下の規定以外にも、無償のサービスを提供する。

農業技術普及機関、農業科学研究機関、農業教育機関および科学技術者は、農業技術移転、技術サービスと技術請負等経済的な活動を行う場合、有償によるサービスを行うことができる。その合法的な収入は法律によって保護される。農業技術移転、技術サービスと技術請負を行なう場合、当事者の各人は契約を結び、各自の権利と義務を約束しなければならない。

国の農業技術普及機関の技術普及に必要となる経費は、政府の財政から支出する。

第四章 農業技術普及の保障措置

第二十三条

国は、徐々に農業技術普及に対する資金投入を増加する。各レベルの人民政府は、財政予算に農業技術普及費を組み込み、その資金を毎年増加させる。

各レベルの人民政府は、財政予算および農業発展基金から一定割合の資金を受ける方法を通じ、農業技術普及専用資金を集め、農業技術普及プロジェクトの実施に使用する。

いずれの機関あるいは組織も、農業技術普及用の資金を留保し、あるいは流用してはならない。

第二十四条

各レベルの人民政府は、農業技術普及を行なう専門技術者の業務と生活の環境を保障し、かれらの待遇を改善し、国の規定に基づき手当てを与え、農業技術普及機関と専門技術者の安定を保障する措置をとる。郷と村で農業技術普及を行なう専門技術者の職階を評定するには、普及に関する技術レベルと実績を審査の主な内容とすべきである。

第二十五条

郷、村の経済組織は企業の農業補助金から一定の金額を取り、郷、村の農業技術普及に投入する。

第二十六条

農業技術普及機関、農業科学研究機関と関係教育機関は、農村経済の必要に応じ、技術指導と物資供給を共に実施するなど、多様な経営サービスを実施できる。農業技術普及機関、農業科学研究機関と関係教育機関にある農業サービスを行なうための企業については、国は税収、融資の面で優遇を与える。

第二十七条

農業技術普及行政主管機関と、県以上の農業技術普及機関は、計画的に農業技術普及職員の専門知識と技術研修を行ない、かれらの知識を常に更新し、業務能力を高める。

第二十八条

各レベルの人民政府は、農業技術普及機関が必要とする実験試験基地と生産資材の確保、農業技術の試験とパイロット実験を実行するための措置をとる。

各地方人民政府は、農業技術普及機関の農業技術普及に必要な条件を保障する。

各地方人民政府は、農業技術普及機関の実験試験基地と生産資材、およびその他の財産が横領されないことを保障する。

第五章 付則

第二十九条

国务院は本法に基づき、実施条例を制定する。

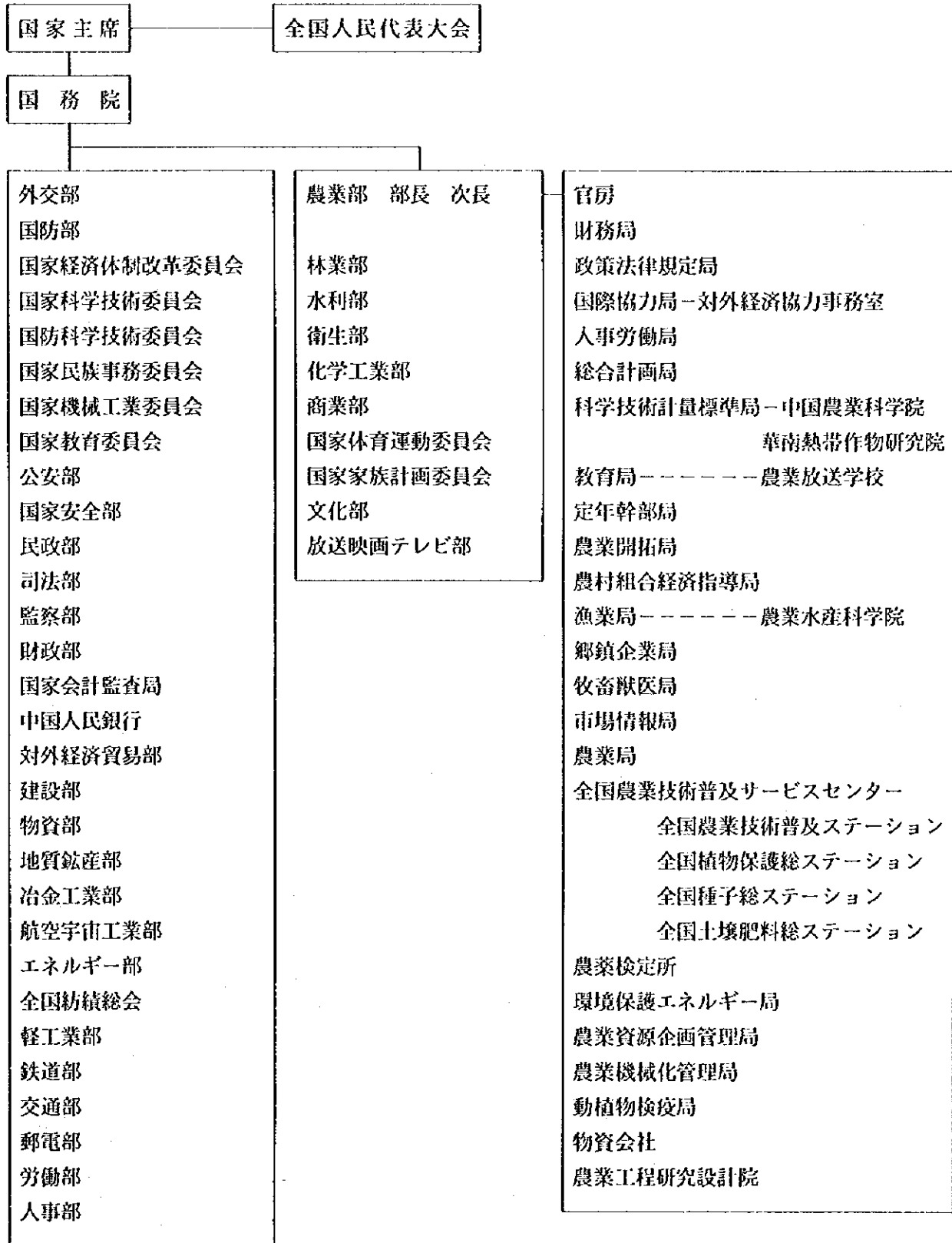
各省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、本法と当該地域の実状に基づき、実施方法を制定することができる。

第三十条

本法は公布の日から実施する。

付属資料 3. 中国政府各省庁と農業部の組織

中国国務院所属省庁と農業部の組織



付属資料4. プロジェクトサイト概況

① 四川省農業概況

四川省農業概況

(四川省農業庁)

四川省は、中国の内陸にある農業大省で、古くから「天府の国」との美称を得ている。四川省の自然条件は比較的良好で、主要な農産品及び副産品は全国で重要な地位を占めている。

1. 全省には、現在、23の市（地区、自治州）、221の県があり、その中には、216の農業県（市、区）と6,285の郷（鎮）がある。総人口は11,162.9万人で、そのうち、農業人口は9,271.7万人、農村の労働者は5,177.7万人である。その中で、農業、林業、牧畜業、水産業に従事する労働者は3,977.8万人である。

2. 四川省は面積は広く、地形は複雑である。全省の面積は56.7万km²で、中国全土の面積の5.9%を占める。全国では、第3番に面積が大きい省である。省の東部は四川盆地、西部は川西高原である。最も低い場所は海拔80m、最も高い場所は海拔7,500mである。全体の面積の中で、山地が49.8%、高原が29.0%、丘陵が18.7%、平原が2.5%を占める。

3. 耕地は少なく、中ないし低生産の耕地の割合が大きい。1995年末に全省の現有耕地面積は6,189.6千haで、全国の総耕地面積の6.5%を占める。その内、水田は3,156千ha、畑は3,033.6千haである。全省の1人当たり耕地面積は0.83ム²で、全国の1人当たり平均耕地面積1.2ム²より低く、全国では第22位である。耕地の中で、有効灌漑面積は2,998.6千haで、全体の48.4%を占める。早魃や洪水時でも収穫が確保できる面積は1,921.9千haで、31.1%を占める。電力灌漑ができる耕地面積は728.3千haで、11.8%を占める。中ないし低生産の耕地は4,268千haで、68.9%を占める。

4. 省の東部と西部の気候は明らかに異なっている。東部の四川盆地は亜熱帯湿潤気候に属し、冬は温暖で春が早い。無霜期が長く、熱量が豊かである。雨量は十分で、湿度が高い。年平均気温は15.5~18℃、年間の積算温度は5,500~6,500℃、無霜期は280~320日、年間降雨量は1,000~1,200mmである。西部の川西高原は気温が低く、霜、雪が多く、雨量が少ないが、日照が豊富で、2,000~2,500時間もある。

5. 作付け農業は、食糧の生産を主とし、経済作物の種類が多い。1995年の全省の農作物の

総作付け面積は12,841.8千haであった。そのうち、食糧作物の作付け面積は9,926.9千haで、77.3%を占める。経済作物の作付け面積は1,522千haで11.9%を占める。その他の作物の作付け面積は1,392.9千haで、10.8%を占める。食糧のうちで、水稲、小麦、トウモロコシ、サツマイモの四大作物が主要な地位を占めている。1995年、水稲の作付け面積は食糧の作付け総面積の30.2%を占め、生産量は18.2%を占める。トウモロコシの作付け面積は17.3%で、生産量は14.5%を占める。サツマイモの作付け面積は14.2%で、生産量は11.2%を占める。経済作物は、綿花、油科作物、サトウキビ、果物、茶、葉煙草、麻類、薬材等であり、種類が非常に多い。

6. 四川省の農民は昔から丹念に耕作する伝統があり、盆地内の多毛作指数は高い。全省では年に3回収穫できる面積が、1,734.4千haに達した。そのうち、水田は453.6千haで、畑地は1,280.8千haである。四川省では、小春、大春と晩秋という3つの季節での作付け耕作システムをとっている。1995年では、全省の耕地多毛作指数は206.6%であった。

7. 農村経済は着実に発展し、農民の生活は改善され、より豊かになるという目標へ進み始めた。1995年の全省の農業、林業、畜産、水産業の総生産高は1,520.3億元（現在価値）であった。そのうち、農業生産高は887.0億元で、58.3%を占める。農民の1人当たり総収入は1,158元に達した。

8. 主な農産品及び副産品は全国において重要な地位を占めている。四川省は、わが国西部の一大食糧倉庫、四大薬材産地、四大林業地区、五大牧畜業地区のそれぞれ1つに数えられる。作付け農業では、食糧、油科、綿、麻、さとうきび、桑、茶、果物、薬材、葉煙草等の生産において、優位を保持している。1995年には、全省の食糧総生産量は4,581.7万トンに達し、全国第1位であった。水稲、小麦、トウモロコシ等の作物の生産量は全国で上位に入っている。油菜、蚕繭、あぶらぎり等の生産量は全国第1位である。ミカン、茶、白蠟、生漆等の生産量は全国をリードする地位にある。四川省は、わが国の牧畜業において、最重要な省の1つである。豚、羊の飼育量は全国第1位であり、山羊は全国第2位である。長年に亘り、四川省の農業は全国の経済建設に重要な貢献をした。全国1/15の耕地で、全国の1/10の人口を養っているだけでなく、毎年、豚を30~50万トン、食用植物油を10~15万トン、野菜35万トン、ミカン45万トンを供給している。また、酒類を30万トン、交雑良質種子を1.5万トン、大量の生糸、漢方薬材等の農産品及び農産加工品を供給し、全国の経済発展に大きな貢献をした。

1996年8月